

平成24年3月7日（水曜日）午前10時開議

本日の会議に付した案件

議案第1号 平成24年度久慈市一般会計予算

出席委員（23名）

- 1 番 梶 谷 武 由君
- 2 番 下川原 光 昭君
- 3 番 藤 島 文 男君
- 4 番 上 山 昭 彦君
- 5 番 泉 川 博 明君
- 6 番 木ノ下 祐 治君
- 7 番 畑 中 勇 吉君
- 8 番 砂 川 利 男君
- 9 番 山 口 健 一君
- 10 番 桑 田 鉄 男君
- 11 番 澤 里 富 雄君
- 12 番 中 平 浩 志君
- 13 番 小 柳 正 人君
- 14 番 堀 崎 松 男君
- 15 番 小 倉 建 一君
- 16 番 小野寺 勝 也君
- 17 番 城 内 仲 悦君
- 18 番 下 舘 祥 二君
- 19 番 中 塚 佳 男君
- 21 番 高屋敷 英 則君
- 22 番 宮 澤 憲 司君
- 23 番 大 沢 俊 光君
- 24 番 濱 欠 明 宏君

欠席委員（なし）

事務局職員出席者

- | | | | |
|----------------|-------|----------------|-------|
| 事務局 長 | 一田 昭彦 | 事務局 次長 | 中務 秀雄 |
| 庶務グループ
総括主査 | 外谷 隆司 | 議事グループ
総括主査 | 田高 慎 |
| 主 事 | 長内 紳悟 | | |

説明のための出席者

- | | | | |
|----------------------|--------|--------------------------|--------|
| 市 長 | 山内 隆文君 | 副 市 長 | 外舘 正敏君 |
| 副 市 長 | 末崎 順一君 | 総 務 部 長 | 菅原 慶一君 |
| 農林水産部長 | 村上 章君 | 産業振興部長 | 下舘 満吉君 |
| 建設部長
(兼水道事業部長) | 晴山 聡君 | 山形総合支所長 | 中居 正剛君 |
| 教 育 長 | 亀田 公明君 | 教 育 次 長 | 宇部 辰喜君 |
| 監 査 委 員 | 石渡 高雄君 | 監査委員事務局長 | 松本 賢君 |
| 農 業 委 員 会
会 長 | 荒澤 光一君 | 農 業 委 員 会
事 務 局 長 | 藤森 智君 |
| 教育委員会総務
学 事 課 長 | 米澤 喜三君 | 教 育 委 員 会
学 校 指 導 課 長 | 菊地 理君 |
| 教育委員会
社 会 文 化 課 長 | 久保 司君 | 学 校 給 食 セ ン タ ー
所 長 | 佐々木成人君 |
| 教育委員会
社 会 体 育 課 長 | 古屋敷重勝君 | 教育委員会社会
文化課文化財室長 | 千葉 啓蔵君 |

そのほか関係課長等

午前10時00分 開議

○委員長（高屋敷英則君） ただいまから本日の予算特別委員会を開きます。

議案第1号 平成24年度久慈市一般会計予算

○委員長（高屋敷英則君） 直ちに付託議案の審査に入ります。

議案第1号を議題といたします。

6 款農林水産業費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 64ページになります。6 款農林水産業費1 項農業費であります。1 目農業委員会費は1,691万4,000円を計上、2 目農業総務費は1 億6,793万3,000円を計上、前年度と比較して667万9,000円、3.8%の減であります。主に職員給与費の減によるものであります。

3 目農業振興費は9,949万6,000円を計上、前年度と比較して3,701万3,000円、59.2%の増であります。主にいわて未来農業確立総合支援事業費の増によるものであります。

66ページになります。4 目畜産業費は4,272万1,000 円を計上、前年度と比較して1,383万3,000円、24.5% の減であります。主に畜産基盤再編総合整備事業費 の減等によるものであります。

5 目農地費は1,095万5,000円を計上、前年度と比較 して1,285万5,000円、54.0%の減であります。主に 県営ため池等整備事業、久慈川第3 地区負担金の減に よるものであります。6 目地籍調査費は1,200万6,000 円を計上。

68ページになります。農業費は合わせて3 億5,002 万5,000円を計上いたしました。2 項林業費でありま すが、1 目林業総務費は2,648万7,000円を計上、2 目 林業振興費は9,747万3,000円を計上、前年度と比較し て4,533万3,000円、86.9%の増であります。主に市 有林緊急整備事業費の増によるものであります。

70ページになります。林業費は合わせて1 億2,396 万円を計上いたしました。3 項水産業費であります。1 目水産業総務費は2 億3,544万8,000円を計上、2 目 水産業振興費は1 億1,733万8,000円を計上、前年度と 比較して9,933万4,000円の増であります。主に磯根 漁場海底調査事業費の増によるものであります。3 目 漁港管理費は787万8,000円を計上、4 目漁港建設費は 4 億1,733万1,000円を計上。

72ページになります。水産業費は合わせて7 億 7,439万5,000円を計上いたしました。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。城内仲

悦委員。

○城内仲悦委員 第1点、農業委員会の関係予算ですが、国の地域改革推進第2次一括法の改正がされ、施行期日も決まっておるわけですが、これによりますと、都道府県知事が行う農地等の権利の許可の事務を市町村の農業委員会に移譲するんだと、これがことしの4月1日施行ということになっておりますが、このことについての予算対応といいますか、その辺はどのようにやっているのか。あるいはそれ間に合わなくて、6月補正になっていくのか、そのことについてお聞かせいただきたいと思います。

こういった形で一括法の形で、どんどん国から県から市という形で移譲になってきているんですが、この移譲にかかわって全体的に、もうこれは総務で聞けばよかったわけで、それをここで聞くわけですが、久慈市に対するその移譲の案件が、この地域改革推進第1次、第2次まで来ているわけですけども、そのかわりで何件、どういうことが移譲になったり、権限がなくなって事務がふえているのか、その点をあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それから新規就農支援事業450万予算化しております。新規就農者の育成ということで国の施策も出てきたし、それに乗った形で久慈市の施策も展開されるというふうにお伺いしているわけですけども、非常にいいことでございます。

そういった意味では、いわゆる魂の入った制度にするためにどうするかということの対応が主体と思うんです。制度さえつくればいいんじゃないかと、その制度を使った人が、究極において後継者として育成されていって、それが3年なら3年過ぎた後に、引き続き農業者としてやっていく状況につながるものが、この制度の私は真髄だと思うんですけども、そういった意味で制度と同時に、じゃ育成していく上でのいろんなカバーとか、いろんなケアが必要だと思うんですが、そういった点でのいろんな農業団体等々の連携をどうやって育成のために具体化を図っていくかという、その辺の考え方はどの辺に置いているのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから地籍調査、6項です。単独一般財源で1,199万1,000円予算化しております。調査してお伺いしたところ、今回の久慈北道路の施工にかかわって、もう既にここの地域は、久慈市は全体として地籍事業

は終了したわけですが、終了した中で、なぜここで予算が出てきたかということ、北道路の測量が入った中で、国調の図根点に5メートル近いずれが出てきたということが生まれたというふう聞いております。そういった意味で、再調査しなきゃならないということがここに出てきたというふう経過としてなっているんですが、いわゆる当時のこの地域の国調がいつの時点で行われたのか、まずその点をお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 分権一括法に係るご質問をいただきましたので、私のほうからご答弁申し上げます。久慈市の権限移譲実績、これまで平成23年度までのトータル実績ですと、304事務事業ととらえております。それで、今回の一括法で、私どもで集計した該当すべき平成24年度、これが443事務ととらえておりますけど、そのうち久慈市に影響の出るものが187事務事業というふうにとらえております。全体的には今後1,000事務事業を超えるものについて検討をしていかなければならないと、そのように考えております。

なお、対応についてのお尋ねもございましたが、これについては、いずれ事務の効率化と適正な職員配置によって対応せざるを得ないなど、そういうふうには考えております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 新規就農総合支援事業費に関してご質問をいただきました。お答えを申し上げます。担い手の育成確保、これは市農政上の重要な課題ととらえてございます。それで、平成24年度新規に国でこのような事業を創設していただいたことに対しまして、全国の市町村は非常にいい制度だと、そのような声が上がっているところでございまして、私といたしましても、この制度を活用して担い手育成確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

これまでも市は、市単独事業あるいは県事業、公社事業等を活用しながら進めてきたわけでございますが、このような総合的な支援を本当にチャンスだと思って、担い手の育成確保に努めてまいりたいと思っております。

それで、この事業を進めるに当たって、経営再開マ

マスタープランを作成しなければなりません。これは地域に入って生産者と、あと関係機関、団体等の意見をいただき、練り上げてつくるものでございます。いずれ私としては、この中には農業委員会も入っているわけでもございまして、総合的な意見をいただきながら練り合わせて、有効に活用してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 藤森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（藤森智君） 地域主権改革一括法にかかわって、農地法の知事の許可が権限移譲をされるということに関してのお答えをさせていただきます。この一括法に基づいて農地法3条の許可の部分、いわゆる市街地に、例えば市町村の区域外に農地を持っているある権利移動、転用とか所有権の移転等がある場合は、これまでは知事の許可というふうにされておりましたが、これが法律によりまして農業委員会の許可というふうに変更になりました。

ただ、これについての通知がまだ県からなされてございませんけれども、法律がそういうふうに変更になってございますので、その事務はしていかなければならないものと考えておりますが、件数的にはほとんどないところでございまして、特に予算的な部分の心配はあまりないものと考えております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 地籍調査費にかかわってのご質問にお答えいたします。国土調査の年度でございますが、一筆調査は昭和50年度に行っております。それを受けまして、登記は51年10月に完了しているというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 農業委員会のほうから、件数が少ないので事務量はそんなにふえないだろうということでございますが、ただ、いろんな権限が移譲されますので、いわゆる体制について、今職員体制についても非常に大変な状況もあるわけでもございまして、いろんな権限移譲が来る中で、先ほど総務部長の答弁では、職員配置は必要なことにはしていくという答弁があったところでございますが、ぜひお願いしたいと思います。

そこで、ことし一般会計の職員の状況によると、14

人退職して、14人新採用するというふうにしたしか記述になったと思うんですが、この辺の今事務量がふえてくる中で、従来の14、14の採用で間に合わないというふうな気が私は思うんですけど、その点で対応策はどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、農林水産部長から答弁あったところです。まさにチャンスだというふうには思いますが、そこで、この点でいうと、新年度からの国が政策でやるということになって、久慈市もかということになるんですが、九戸村とか野田村は既に自前でやってきた経験を持っているわけですね。そういった意味で、そういったところを検証しながら、あるいは調べながら、やっぱりどう生かすかということを具体的にこれから考えると、既にやっているとかがあって、成功しているわけですから、そういった点では、マスタープランをつくっていく上で、そういった点でのやっぱり英知を結集するというか、そういう点がやっぱり大事だと思うんですね。その点のやっぱり取り組みはどうイニシアティブをとってやっていくかというのが大事なんで、その点をお聞かせいただきたいと思います。

それから、今地籍の年度がわかりました。昭和50年度、51年度の登記ということでございます。私従来からこの問題で、年度が早い時期の国土調査は大変精度が低いということを指摘した経緯がございます。今回の北道路の新設によって測量が入ったときに、それが明らかになったというわけです。

したがって、久慈市はもう地籍事業を終わっているから国の補助金がない。ない中で今1,100万を超える一般財源を使って、さらに再度しなきゃならない状況が生まれているわけです。そういった点で、やはりこれは地籍法に基づいて国土調査をやって、やっぱり市の責任が極めて私はこの点では重大だというふうに思います。過ちをきちんと正すということは当然必要なことです。しかし、この地籍がきちんとなされていれば、今の時点で1,100万をかけて、一般財源をかけてやる必要はない事業だと私は思うんです。そういう点で、この点は本当に重大な反省をしていただきたいというふうに思います。

そういう点でね、こういう年度、早い年代の分であれば、これからも出てくると思うんです。出てきた際は、もちろんきちんと対応するという態度で私はやっ

ていけばいいと、そういうふう思うんで、誤ればきちんと直すということについては、その対応、態度をきちんと私は示していただきたいと思うんですが、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 予算定数上、プラス・マイナスがゼロで間に合うのかというふうなお尋ねでございます。

いずれ、これにつきましては、いろんな、昨日の委員会でもご答弁申し上げましたとおり、いろんな工夫はしてまいりたいと思います。それで委員ご案内のとおり、現在労務職等についての採用、これについては国のほうからの指針が出ておりますので、その辺、16名の退職等に伴いましてこれは労務職の方もいらっしゃいます。その辺については行政職の方でいずれカバーしようと。それから、きのう申し上げましたように、いろんな手段で援軍といいますか、それも考えていきたい。それから若干の組織内においても、どこも暇なところはもちろんないんですが、いずれ緊急性を勘案して、兼務とか併任とかそのぐらいの、その場のテクニック、いろんな工夫、これについては考えていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 新規就農総合支援事業費について再質問をいただきました。お答えを申し上げます。委員、先ほどお話しされましたが、久慈広域管内で国の制度に先立って実施しているところがあると、そこを参考にして久慈市も有効に活用せよというお話でございました。これについては、洋野町等で行っている部分について情報をいただいております。それで、その洋野町の場合、単独で行っている部分があったわけでございまして、なかなか有効に活用されない部分もあったやに聞いてございます。

そこで、私は先ほども申し上げましたが、この制度を活用するに当たって、まず経営再開マスタープランの着手、プランを作成してまいりたい。そこには農業関係者の意見を十分に酌み取って作成して、有効に活用してまいりたい。いずれ本当にこの制度は市農政上の最大のチャンスだととらえてございます。適切に対応してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 地籍調査にかかわってのご質問にお答えいたします。委員さんおっしゃるとおり、この地区は市の間違いいということがはっきり証明、確認されましたので、市で対応するというところでございますが、他の地区においても、そういうことがあるんじゃないかというふうなお話でございしますが、その場合においても、市の間違いがはっきり証明された場合においては、市で対応していかねばならないと、そういうふう思っております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） よろしいですか。

藤森農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（藤森智君） 体制についてのご質問だったと思いますが、当然に21年12月に農地法が改正されて、事務量も増加してございます。そういった意味では体制の整備は非常に大事だというふうには考えてございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内仲悦委員。

○城内仲悦委員 マスタープランをいつの時点までにつくっていくのかということです。これらだらとはいけないわけですので、新年度からスタートする中で、いつの時点を着地点としてマスタープランをつくっていくのかが一つ。

それから今地籍の問題について、市の間違いが証明できればという話でございました。証明できればということについて、極めて私ちょっと微妙なところだと思んですが、やはりこういう年代のところ、いつの年代からこういうふうなのが起きた、みずから検証していくことは必要だと思うんですよ。実は私、以前言ったことなんですが、最初のこの地籍は春に地権者が立ち会ってくいを打ったんですよ。ところが、秋に測量するとき、地権者は関係なく、測量会社が入ったんです。残念ながら、そのとき、どなたかがくいを移す、動かすとか、例えば欲が深い人がいるわけです、世の中には。そういう人が動かすと。そう動いたのはないわけですよ。わかんないまま、後で判子をつくわけです、図面だけ見てね。現場に行かないと、2メートル、3メートル、あるいは移ったのがわかんないわけです。ところが、現場では変わっているというのは、

この地籍の最初の段階なんですよ。

だからみずからがどういう形で、場所の確認と測量の確認まで立ち会ったのはいつからかということがやはりわかっておるわけですから、その以前の問題について言えば、そういう可能性も当然あるということがあるわけで、そういった点はやっぱり把握しながら、この時点まではこうだったということ踏まえてあれば、そういった間違いがあるんだということも、当然あらかじめ予想がつくわけですので、そういった点というのは、やっぱり検証は、相談が来たからではなくて、やっぱりそういうみずからの行政のありようについて、やっぱりみずからの責任で正しておく必要も私はあるんだなというふうに思いますので、そういう点での作業は内部でできるわけですから、そういったことはあらかじめしておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○委員長（高屋敷英則君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 地籍調査にかかわってのご質問ですけれども、先ほど中新井田課長のほうからもご答弁は申し上げておりますけれども、いずれそういうふうな間違いというのは、やはり市としても、例えば原因者として責任があるという場合には、やはり正すということが原則だろうというふうに思っています。

そういうことから、じゃいつの年次でそういうふうな事態発生しているかということと等については、それは城内委員おっしゃるとおり、検証はやはりしていかなければならないだろうというふうに思っておりますので、それはご理解いただきたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） 私からは、新規就農総合支援事業についての再質問についてお答えいたします。この事業につきましては、まだ国から要綱が示されておりませんが、要綱が示され次第、すぐ着手したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 下館祥二委員。

○下館祥二委員 71ページの上段、上から3行目の薪ストーブ等利用拡大支援事業の補助金についてであります。一般質問でもこの前あったようなんですけれども、これを詳しくお知らせいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 薪ストーブ等の事業の質問にお答えいたします。この事業は、まきストーブ、またペレットストーブ等の購入に係る経費について補助しようとするものでございます。経費の3分の1以内の補助をとということで、ただし、10万円を限度とするというふうなことで今後進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷武由委員。

○梶谷武由委員 69ページ、林業振興費の市民の森整備事業、ここにかかわってです。市民の森の、これまでも整備をしてきて、下草を刈ったとか、やぶがきれいになってよかったという意見といますか、声がある一方で、やぶ等がなくなったがために小鳥がいなくなったと、聞こえなくなったという声も聞きます。今回のこの整備に当たっては、どのようなことを考えているのか、その内容について伺います。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 市民の森整備事業についてお答えいたします。

この市民の森の整備事業は、市民の森、また三角山等、また巽山から上のほう等についての散策路の設置、また案内板とか、そういうふうな散策路にある階段等の整備をしようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 今回の整備については理解しますが、散策路の周辺の下草をきれいに刈るといふ部分と、市民の森に小鳥もここにたくさん寄ってくるようなその状況をつくるというあたりについて、どういう考えで今後整備していくのか、そこについてもお願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 下の草を刈って小鳥等が寄りつかなくなったというふうなことのお話でございますが、いずれ私どもとしては、散策路の整備ということでいろいろな雑木、また下刈り等をして環境に努めているところでございます。

また、小鳥等については、場所場所においては巣箱等も設置しまして、小鳥が寄りやすいというんでしょうか、小鳥が集まってくるようなこともしておりますので、いずれ動物等に余り影響がないように考えながら整備していきたいと、そういうふうに思っております。

す。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中勇吉委員。

○畑中勇吉委員 基幹産業である農林水産業の東京電力に対する補償関係でありますけれども、今毎月取りまとめてをして、そうして東京電力への補償請求をしているというふうなことなんです、その請求の内容ですけれども、直接東京電力への請求と紛争解決センターを通じての請求と違いますか、和解請求、それから、そこでどうしてもお互いがその内容を納得しないで裁判等を通じての請求と、こういうふうな請求の仕方があるというふうな聞いておるんですが、現在のこの請求の状況がどのような内容になっているのか、もし把握できているのであればお伺いしたいと思います、1点目。

2点目は放射線のかかわりなんです、青森原燃ですか、青森県の、この関係でタラとか魚関係、青森県から久慈沖等にかけて、魚種を絞って一定期間に定期的な調査をしていたわけですが、それと福島の放射線との調査、そのかかわりが、なかなか回遊する魚なんかでは区別がつかないと思うんですが、どのような状況になっておるのか、お伺いしたいと思います。

それから、被害を受けている、例えばシイタケ、ホウレンソウとか乳牛、肉牛等で電力への請求の内容とは別に、それ以上の被害を受けて、実は経営に支障を来しているというふうな声が聞かれます。そういうことで風評被害にかかわる相談の件数、これがどれくらい現在寄せられておるのか。また、主なる内容とはどういうふうなものなのか、お伺いしたいと思いますし、紛争解決センターの受け付けの開催場所が東京と郡山というふうに当初は2カ所だったんですが、それらの開催場所の拡大等もなされれば、よりこの事態の解決に早く結びつくのかなと、補償等も得られるのかなというふうなことも考えますが、その点がどのようなになっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 放射線での被害、それと、その賠償請求のあり方の質問にお答えをいたしますけれども、まず、農産物の場合は、JAグループ、農協で構成する協議会を設立して、そして弁護士を立て東京電力のほうに請求を毎月しているものでございます。

それと風評被害の件数ということでございました。

この件数そのものについては、市といたしては承知しておりませんが、新岩手農業協同組合のほうから、そういうものがいろいろあるねということ、そうしてから、例えば干しシイタケの単価が前年度よりも安いよということで請求しなければならないと、そのようなことは聞いて承知しているところでございます。

それで干しシイタケにつきましては、一般質問の際にもお答えいたしましたとおり、久慈地方森林組合では、3月に調査の上請求していくと。それで森林組合系統も、賠償請求に当たって協議会を設立の上、弁護士を立てて請求していくとそのように聞いています。

それから、核燃料施設処理のほうでも回遊魚の調査をしている。それと原発事故以外に係る調査もしている。それで、委員さんの質問趣旨がちよっと私、把握できなかったんですけども、いずれどちらでも調査しているよということで、今のところは影響がないと、そのようにデータが出ているところであります、市といたしましても、これらのことはホームページで公表しているところでございます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 大体内容を3項目にわたって質問をいただきましたが、今一括して答弁なされたようでございますので、ございますか。畑中委員。

○畑中勇吉委員 先ほど回遊魚の関係で、どういう質問かわからなかったというふうなお話でございますが、回遊魚ですから、放射線の測定、仮に数値が大きくなった場合に、福島県の放射線が原因なのか、青森県原燃のほうからの影響なのか、なかなか難しいのではないかとこのように思うんです。回遊魚ですから難しいと思うんですが、その辺の測定の仕方とか、原因究明等に結びつくような調査というのがなかなか、極めて難しいと思うんですが、その辺はどのようなになっているのかなという私は心配しているんです。どちらも、おらほうでないと言え、関係ないと言え、そうにもなりかねないと思いますし、その辺等、大変原因の究明が難しいのかなというふうなことも思うんですが、その辺等についておわかりでしたら。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 魚の放射能の物質の測定のことでございますが、先ほどちよっと質問趣旨を

はかりかねまして、大変失礼をいたしました。

いずれにしても、国と県で広い範囲にわたって測定しております。それにあたって、流通する魚介類については、安全性が確認されておりますので、因果関係につきましては、ちょっと承知しておりませんが、そのようなことで安全・安心なものが流通しているんだと、そのようにご理解をいただければよろしいかなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中勇吉委員。

○畑中勇吉委員 現在のところ、その放射線関係では検出されていないということで安心して、水産物の回遊魚の関係であるんですが、71ページの漁村集落排水事業、この中段にありますけれども、この関係についてちょっとお伺いしたいと思います。

実は小袖の集合処理施設を常任委員会のほうで視察しちゃったわけですが、その際に、津波被害なり高潮被害が心配だなと、こういうふうなことを当時話して、それから数カ月後に、くしくも3・11の大津波によって被災したということでもあります。今回のこの3・11で集合処理施設等で被害に遭った箇所ですが、主なる施設の部分あるいは損害額等が被災の報告の中でちょっと私見えてこなかったんで、もしわかれば教えてほしいと思います。

市長の施政方針演説の中で、この漁村集落、白前と、それから本波地区の集落環境整備事業について、23年度から事業の実施可能について調査し、24年度については測量設計等に入る段取りだというふうなことを、この再質問の中でお伺いしたわけですが、その中で、実は小袖の立石地区の漁集の集落環境整備事業の中で、集落集合処理、その地域から離れておるので、42万のその集合処理、浄化槽処理ですか、浄化槽処理のその補助金、さらにかさ上げの33万4,000円の環境整備事業の補助が受けられない地区が立石地区であったとかというふうなお話を受けたわけですが、侍浜町のこれから行われる白前、本波地区のこの集落施設については、そんなに遠隔地がないから、合併浄化槽の一般的な42万の助成に加えた33万4,000円の集落の補助を受けられない地区はないと思いますけれども、今後のこの見通しと、それから完成年度はどの辺に見込まれるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 小袖地区の漁業

集落にかかわっての被害額がどれぐらいであるかというのに、まずお答えいたします。

漁業集落につきましては、小袖地区、久喜地区というふうになっておりまして、小袖地区につきましては1億2,000万ほどの被害額となっております。久喜地区におきましては約2億円の被害額というふうになっております。

次に、白前、本波地区の漁集整備についてのご質問にお答えいたします。

この漁集をこれから進めていくに当たりましては、排水区域と、これから基本設計、基本調査をやっていくわけですが、排水区域については、この基本調査をもとにしてこれから設定していくというふうになる予定でございます。いずれどのようになるかというのは、この基本調査をもとにして排水区域の設定をしていきたいというふうに思っております。それから、完成年度でございますが、5年程度をめどに進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 小袖のこの集合処理施設のときに私はふと思ったんですが、今費用対効果の関係で、集合処理施設と、それから合併浄化槽、地域を区分けするわけでありまして、小袖の集合処理施設を海岸により近いところに建設したという理由は、集落のすべての地域を網羅するために低いところにあの高額な施設、津波や高波の心配のある施設を建設したというふうなお話を私は伺ったように記憶しております。

ただ、費用対効果を考えるのであれば、真っ平らなこの家が密集したところだったら別として、段丘的な、ああいうふうな久喜とか、それから小袖のような集落、例えば浸水区域、世帯の浸水区域が3世帯とか5世帯に限られた施設については、浸水区域の上に集合処理施設をつくって、そして浸水区域の下のほうの施設は、合併浄化槽の処理施設をすれば、大方の集合処理施設の集落の被害を免れるし、被害総額も少なくて済むのではないかと。遠隔地と同じような考え方で、そういう事業執行の手法を取り入れたほうが、私は費用対効果もよりいいのではないかと思いますけれども、それについての見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 漁業集落排水設

備の復旧についてのご質問でございますが、いずれ排水処理施設をつくるということは、川下、末端のほうにつくるというのが一番経済的なことでありまして、そういう設定をしたわけでありまして、

この被害を受けまして、また高台等に移転したらというお話でございますが、まず災害復旧であり、原形復旧ということがまず原則でありまして、その辺から考えまして、原形復旧ということによっております。

また、仮に高台に上げた場合は、今の排水処理の系統っていうんでしょうか、排水計画の見直しも強いられますんで、費用等非常に事業費を要するというふうなことで、やはり原形のままで復旧するというふうなことしか考えられなかったっていうんですか、原形復旧で進めようということになったことでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 小袖の場合もでき上がっているのかな、これそのとおりでないと、こう思って、今回の原形復旧のそのとおりでと思うんですが、これからあるのかなのかわかりませんが、新たな事業を起こすとか、更新の時期等については、やはり見直し等を考えてもいいのではないかとというふうに思いますけれども、見解をいただきたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 今委員さんからのありましたことにつきましては、今後の場合、検討はいたしてまいりたいと思います。

ただ、林業水産課長から申し上げましたとおり、ランニングコスト等を考える場合、例えば、これは水でございますので、下から上に上げるには、ポンプ等の設置も必要だし、それにかかる電気料等もかかるわけでございますので。ただ、そのようなことはご理解いただきたいと思いますが、今委員言われたことについては、今後の場合、設計を組む等においては、組み入れて検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 濱欠明宏委員。

○濱欠明宏委員 ありがとうございます。私から、それでは林業振興についてお伺いをさせていただきたいと思います。

私も浜にいるというふうなことで、かねがね海は森の恋人だという視点に立ちまして、この森の大切さを

実感しながら今日生きてまいりました。

そういう中にありまして、津波の復興を一生懸命取り組んでおられる中にありまして、やはりこの一方では、森の大切さも大事であるというふうな視点でもって質問をさせていただきますけれども。

近年、商店街に見られるシャッター通りというのが商店街に見られる現象です。林業経営もかなり厳しいものがあるのかなと常々感じておるわけですが。というのも、道路を走ってまして、伐採されている山が多く見られる、非常に多く見られるという、私はこのごろとみに感じるわけでありまして。これは、昔は80町歩あれば、その1町歩ずつ1年間処分をして、80年で一つのサイクルで生きられるというのが基本的な山の林業経営の基本だというふうには聞いた覚えがありますが、今では木材も非常に安いという状況の中で、多分1町歩ずつでは林業経営が成り立たないのかなというふうな思いも見ながら、山を見つめて通っております。

治山治水はまつりごとの基本であります。森林がなくなることは、イコール大雨等が降れば、それがいきなり川に水がどんどん来ると、保水能力がなくなるというふうなことで、下流のほうに影響も来るというふうなこともありまして、この治山治水というのは、このまつりごとの大きな基本だと思っております。

その中にありまして、例えば、先ほど薪ストーブの話がありました。これはもう間伐材の有効利用というふうなことで、林業経営に資するという意味では大事な私は施策だと思っております。

しかし、一方で、今言いましたこの林業経営という観点から、森の無秩序な伐採が続くと、これは日本全国にも見受けられることでありますけれども、非常に懸念しているわけでありまして、この伐採にかかわって市は、監督権といいますか、あるいは伐採するにあたって、市のほうに申請をするという事務があるのかどうか、管理事務があるのかどうか、お聞かせ願います。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） ただいまの林業振興にかかわっての質問に答えます。

伐採にかかわっての届け出義務というのは、面積にかかわらず届け出が必要でございます。当然届け出なければならぬ状況であります。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 そうすると、久慈市に限らず、山の森林が伐採されているということについては、自治体がすべて関与しているというふうにするわけでありませんが、その関与する際の基本的な基準っていいですか、申請すれば許可するのか、あるいは指導するというのもあったのかということについてお聞かせ願います。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 伐採にかかわっての指導でございますが、面積とか、そういう要件は特に定めておりませんが、いずれ伐採する場合は、皆伐、托伐というふうな伐採する方から届け出がありまして、それを申請がありましたら、その辺を調査しまして許可を出している状況でございます。

そしてまた、伐採するに当たって、伐採した後の処理というのも当然ありますんで、その辺は植林とか自然に生えてくるというふうなこと等も、伐採届の中で記載する事項がありますんで、その辺も考慮して許可を出しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 いずれ市としては、治山治水の治山のほうについても、十分指導管理しているという話があります。

しかし、私は本当に、つついつい最近、とみに感じていますが、いずれこれでいいのかと、林業経営はかなり厳しいなあと思っています。

しかし、一方で、この森は国民の財産、市民の財産でもありますので、この辺の林業経営者との十二分なコンセンサスをとりながら、無秩序な伐採がないような形でご指導賜りますように、この点についての最後の見解をお伺いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 今のご質問にお答えいたします。

治山治水等、さまざまな広域的機能を発揮する山林でございますので、いずれいろいろな観点から調査等をしながら指導をしてまいりたいと、そういうふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺勝也委員。

○小野寺勝也委員 林業振興にかかわって、今も森林整備の重要性が指摘をされたところですが、この緊急間伐対策事業費補助金、予算額で85万円ですね。あと森林整備で出ているのは、市有林の整備事業だけかな。そこで、この緊急間伐対策事業の補助制度の内容と、間伐しようとする、対象とする、予定している面積ですね、まずお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 緊急間伐促進事業費の内容でございますが、これは間伐を行うかさ上げ補助をするものでございます。事業費につきましては85万となっております。そして面積でございますが、25ヘクタールほど予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 85万って言いましたか。

〔「85万」と呼ぶ者あり〕

○小野寺勝也委員 ああ、85万ですね。そこで、85万の25ヘクタールを対象とするんだということでしたが、かさ上げて言いましたね。そうすると国・県の補助内容をお聞かせください。

それから、実際に当地方で間伐しようとするれば、1ヘクタール当たりどれぐらいの費用がかかるんですか。その2点をお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 緊急間伐促進事業費にかかわっての県の内容でございますが、補助の内容でございますが、68%ほどが県の補助となっております。市は事業費に対しての10%の補助というふうになっております。

それから、間伐の1ヘクタール当たりの費用でございますが、約1ヘクタール当たり25万円程度の事業費となっております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると計算すればわかるのかな。県の68%、県の制度はね。市がそれに10%かさ上げをするということですが、今答弁いただいたように、1ヘクタール当たり25万円程度かかるんだと、当地方でいえばね。そうすると、金額にすれば、県の68%が幾らで、市の10%は幾らというのを、金額でちょっと

教えてください。計算すればわかることだけど、ごめんなさい。

○委員長（高屋敷英則君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 私のほうに資料がございますので、私が答弁申し上げたいと思いますけれども、いわゆる搬出した場合と、それから搬出をしない場合、ちょっとそこは若干価格が違いますけれども、事業費、先ほど中新井田林業水産課長から話がありましたように25万円、正式には約24万5,000円になりますけれども。

〔「搬出した場合」と呼ぶ者あり〕

○副市長（外館正敏君） はい。それに国庫補助を68%プラス、市のかさ上げ10%、残りの部分については自己負担ということになります。

それから、搬出しない場合ですね、約20万ということでございます。国庫補助率は同じ68%、市のかさ上げ10%、自己負担額4万4,000円というふうな、そういうふうな内容になっているところであります。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると、搬出と搬出しない場合のその違いはありますけれども、結局、林家が整備しようとして県や市の補助を導入しても、結局持ち出しになるという状況ですよね。ここにやっぱりするとマイナスじゃなくて、幾らかでもプラスになる、そういう内容にしないと、なかなか林家が森林整備をするという意欲が出てきませんわね。それは将来的にはね、50年後、80年後には返ってくる先行投資だっという部分もあるかもしれないけども、その辺はやっぱり市も県も含めて、改善を検討する必要があるんじゃないでしょうか、いかがでしょう。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 間伐材の山に置き去りになっている部分、それを未利用資源と私は呼ばせていただいておりますが、その部分があること、そして仮に搬出した場合、採算が合わないよということが確かにあるかと思っております。

それで、この解決策に向かって、いずれ間伐材の利用促進を図りたい。そのためにも24年度薪ストーブの新たな補助金制度を創設したところでございます。いずれこのような形で将来を見据えて利用を推進していかなければならない、そのように考えております。

例えば、どのような方法があるのかと言いますと、チップボイラー等の促進を図ることと、あと新技術を活用したものを市としても取り入れていかなければならない、そのように考えて今動いているところでございます。ご了承いただきたいと存じます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川利男委員。

○砂川利男委員 69ページ12節、この指定管理費についてお伺いします。

それから、65ページの中山間地域直接支払い等についてお伺いをいたします。

まず、この指定管理者制度についてお伺いします。これはすべての指定管理に共通すると思うんですけども、予算が通って一定の金額が指定管理者のもとに自由に使える形になるかと思いますが、そのとき何らかの基準なりデータなりに基づいて、例えば内訳として、人件費が伴うのであれば人件費なり何なりが予算化されるというふうに私思うんですけども、そのときにこの指定管理者が権限として、すべて自由裁量にその予算を好きなように使うことができるのかという部分について、まずお尋ねをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 高館市民の森指定管理費についてお話しいたします。

この指定管理につきましては、内容でございますが、人件費等が主な内容となっております。この人件費は、市民の森の施設の巡回、また清掃、ちょっとした散策路の草刈り、池の掃除等々が含まれており、この指定管理した内容での範囲内であれば、指定管理を受けたところが自由にその管理に費用を充てるというふうなことでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 その指定の範囲というのが問題に思うわけですけど、例えば、1人1万円なら1万円、人件費を10人分なら10人分見たとしますわね。これを指定管理者の方が10人の方を雇って使うという場合が標準だとするとき、例えば、1人当たり5,000円で仕事に来てもらうんだというふうな形で雇ったとします。それで、そういう形で雇用形態にして事業をその指定管理の職務の内容を全うするんだという形の場合、問題ないですか。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 一般的な指定管理制度の話ですので、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

まず、指定管理制度におきましては、当市のほうで、例えばこの広場の施設管理にはどの程度の人が必要で、どの程度の材料が必要でという、そういうふうな設計仕様書を策定いたします。それで、その仕様書のもとに、各参加する、ここを指定管理を受けたいという方が、いろんなアイデアのもとに設計協議といいますか、やるんですけども、それで現実的に、先ほどちょっと言葉があれですけども、好きなようにというふうにお話しただきましたけれども、現実的に最低レベルといいますか、基本的にこれだけは全うしていただきたいという仕様がございます。それに基づいた契約でございます。

したがって、それは現実的に、例えば、私どもでここは最低でも5人の人が必要であろうと、そういうふうに見積もったときに、それをたまたま人件費単価は1万円とかっておっしゃいますけども、1万円で見たとときに、それがたまたま9,000円でそれで行ったとしても、それはそれである程度構わないと思っております。

ただ、今それを5,000円でどうのこうのというふうな話ですけども、それは今度は労働者は労働者としての基本的な、いろいろその場の最低賃金法とか、いわゆるそういうふうな法律も当然適用されますので、それは使用者のほうで法を破ってまでの最低の賃金をダンピングするとか、そういうことはできないものと、そういうふうにお思っております。

市のほうで設定しているのは、あくまでも手前どもで設定した基本設計、それに伴う仕様書に基づく契約、それをクリアできるのであれば、その指定管理者、受託者側においては、いろんなその部分、クリアした部分については、ある程度自由っていいですか、工夫はできるというのは、そのとおりでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川利男委員。

○砂川利男委員 誤解のないように、ちゃんとご理解いただくように、お話が足りなかった部分についてご説明いただく。この市民の森の関係について、私が疑義を感じて質問しているんだという意味ではございませんことをご理解を、たまたまこの指定管理者という

ものについての質問をするために、とりあえずこの課目を申し述べただけで、一切この中身に関して、そういう意味で申し上げているのではございません。

私がお聞きしたいのは、今部長さんがおっしゃるように、例えばその1万円なら1万円のものを計画に基づいて8,000円なり9,000円なり、多少の差額があっても、その労使関係をつないでやっていくんだという部分は、それはそれでいいんじゃないかという答弁でございました。察するならば、この指定管理者というものと事業者との違いというのは、どのようになりますか。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） かなり深い質問だととらえますけれども、いずれこれにつきましては、手前どもの、いわゆる法令に基づく指定管理制度、自治法制度の指定管理制度に基づいて、いかに効率的に、要するに公共施設等を管理運営していくかということを出てきた制度でございます。

これは、ですから、だれがやっても同じだというふうなことになるれば、それもそのとおりの意見とは思いますが、できるだけ広い、いわゆる私どもだけでなく、市民全体の力、それから事業者等のアイデア、これらをすべて複合させて、よりよい効率的な、いわゆる管理制度を管理していこうと、いわゆるそういうふうなものを利用していこうというふうなことでできた制度でございます。したがって、私どもで設定しているのは、基本的な仕様、最低限の仕様、これについては私どもも設定するわけです。

それで、いわゆる民間の方、それからいろんな方いらっしゃると思うんですけども、それらの知恵もかりまして、もっといい、自分たちでやればもっと市民サービスが上がるんじゃないかと、そういうふうなことの面においては、この指定管理制度が目指すところというわけです。

したがって、私どもで設定した金額でそのまま指定管理の委託契約になる場合もありますし、それ以下になる場合もございます。そして、さらにこれを市民が使いやすいようなサービス向上に努めるものということで、その受託者において、市民サービスがもっと上がる分については、いろんな知恵を入れて工夫していくのは、これはもっともなことだと、そういうふうにお申し上げていることでございます。

ですから、もちろん委員さんがこの市民の森どうのこうのというふうな話、一般的な話と承って答弁しております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 今答弁をいただいたとおりでと思うんです、総務省がこの指定管理者制度を導入した経緯というものは。

私が質問をわからなくてしたいというのは、例えば業者の場合、公共の仕事をもらう場合、一定の経験年数とか、あるいは限られた資格とか、あるいは資材、機材とか、そういうものをそろえた上でその仕事をもらうという形になる。そこでその事業者は、最低賃金法に違反しない、いろいろな制約の中にはまった中で賃金を割り振りして支払うという形なんですよね。いい意味も悪い意味もありながらも、民間事業者というのは、これが事業者の私は現状だと思う。

ところが、指定管理者制度というものは、総務省がそういう通知をしたために、そういう専門的な、技術的なものにあるなしにかかわらず指定管理を受ければ、人を雇うなり、あるいは下請を選定するなり形で一定のものを事業を遂行できるんだという部分が私は違うと思うんですよね。なぜ違うかという、そのために指定管理者を受けた人は、その施設を利用した料金については収益として使うことができるというのが地方自治法の中にうたわれているわけですから、そういう意味において、その指定管理者が実際に行うことができる権限の範囲というものは、管理にとどまるものだというふうにうたわれているというふうには私は理解している。管理というものは、不正なことをしたり悪いことをしたりしないように監視するんだという意味にもつながるようですので。

ですから、私は、その業者をどこそこを使うがとかいうものを決定するのは指定管理者の裁量の範囲だと思うんです。予算というものは、限られた権限を持った人が議会に提案して、それを通過した予算ですから、それはそのままそこに働く人なり、あるいは物品を購入するなりの部分について決められた金額の部分については、その事業者みたいに、俗にいう言葉では、ピンはねをしないで払わなければならない性質が、私はこの指定管理者制度の指定管理を受けた人の、行使できる権限の範囲でないかなと思うんですけれども、その

点についてちょっとお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 1点再確認させていただきたいんですけども、私ども指定管理しておりますのは、まず基本的には市の条例がございます。その条例に基づいたその施設の使用目的というのがございます。それで指定管理制度は、これまでの管理委託、いわゆる管理業務だけの限定業務委託ではございません。いわゆるその運営に関しても関与できるものでございます。それで、ただ、そうは言っても、市が管理しようが、指定管理制度の受託者が管理しようが、これにまず基づくものが一番市の条例、その施設の使用目的というのがございます。

それで、私どもがやろうが、民間の受託者がやろうが、その条例に反してその施設を活用とか、そういうことはできません。これは共通認識いただきたいと思っているんですけども。それで、私どもが申し上げているのは、その行政の目的でこれを市民がサービス享受するためのそのサービスの向上のテクニックとして、その業者が持っているノウハウも活用するための指定管理者制度だということでございます。

したがって、業者がそこを受託したからといって、その施設を自分の事業に活用できるとまでおっしゃいませんでしたけれども、いずれ好きに使えるというものではございません。いわゆる指定管理者制度というのは、あくまでも条例の目的に従った、その施設のサービスを市民サービスの向上のためにいろんなアイデアを入れるということでございます。

したがって、使用料とか、そういうものについても、条例が定めた使用料、これを上限のもとに、自分が受託者がその条例に反してそれ以上取るとか、そういうことはできません。そのかわり、その条例に基づいた範囲内でそのサービスの利用者っていいですか、受託者がそれ以下で使用させるということはできます。あくまでも市民サービスの向上のための制度だということが前提でございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 その大半のところは、私もそのように理解しているつもりなんですけれども、決められた範囲のもの、それ以下でも徴収してやることができるんだという、今のご答弁からすれば、俗にいう、ピンは

ねが可能だということがそこに介在してくると思うんですね。

ですから、私は指定管理を受けた人ができる範囲というものは、私は業者は選定することはできると。しかし、専門的なそれぞれの部分のところは、何でもかんでも見積りをとって、それで安いところにそれぞれに発注していくんだという形の考え方は、事業者であればできる立場だと思うんですよ。指定管理者というのは、私はそれはできないんじゃないかなと思うんですよ。見積りをあちこちからとって、安いところにやらせるんだ。じゃその例えば安いところに業者を選定してもいいんですけども、選定したその差額の部分は、市のほうに返納させる形に条例はなっているんですか。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 論点を理解しました。いわゆる受託者が、さらに例えば各部分の業務委託、これを不当に安くまず下請に出したりとか、そういうことができるのかというふうな疑念だとやっとなら理解いたしました。

これにつきましては、先ほど申し上げましたように、仕様書に基づいて適正な業務を行うというのが受託者に義務がございます。それで、それに基づいて下請業者等が不当な、いわゆるそれが不当な契約したりとか、そういうものについては、いずれ私どもに指導する義務がございます。指導監督しなければなりません。

したがって、これが正当な、いわゆる商行為といえますか、その契約行為に基づいてやったのを下請の契約業務の一部事務再委託の契約等であれば、それについてはやぶさかではございませんけれども、それを自分の裁量権で不当にダンピングするとか、そういうことについては、これは私どもは監督していかねばならないと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） ただいま総務部長から答弁したわけでありましたが、その中で砂川委員にぜひご理解いただきたいのは、例えば市民が使う施設、その料金がありますよね、1時間幾ら幾ら幾ら、我々はお願ひする際には、その上限を定めます。この幅の中で料金設定を自由に設定していいですよということを先ほど申し上げたわけでありまして。ですから、そこはピンはねにつながるという要素ではない、ここだけはご理

解いただきたいと思います。

例えば、100円から90円の間で使わせますと、今まで市の条例の中で100円なら100円と決めておった。あなた方の努力で、これは90円で市民の皆さんにその施設を使ってもらいますというふうに決めれば、それはそれで認めますということですから、むしろ指定管理を受託した者が、100円本当は入るところを90円で我慢して、よりよいサービスを提供すると、こういうことで先ほど申し上げたわけですので、それはピンはねということにはならないという、ここはおわかりいただきたい。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 そのところは、私もそのように理解しておりますので。

ただ私は、この地方自治法の中に長のみが行うことができるものに関しては、指定管理にさせてはならないという項目があるんです。この項目を私は合っているかどうか、私の理解では、まさに予算を組んだものを執行するに当たっては、指定管理者は今市長さんが答弁してくれたように、一定の、100円なら100円のものを入館料50円でもいいですよ、10円でもいいですよ、ただでもいいですよちゅうのは、それは指定管理者を受けた人の判断でいいでしょう。

問題は、物品を購入するとか、あるいは専門職に委託しなければならぬとか、そういったものについて、市のほうで予算を決定したものの中から安いところに、業者をこのA者を選定しましたよという場合、差額が出た部分については、じゃそれは市のほうに返還しますかというふうな形がまた生じてくるおそれがあるからお聞きしたということですので、大まかなところは理解しているつもりですので。

それで、次の中山間直接支払いについてお尋ねいたします。

これは、中山間直接支払いとして、それを受けた対象になって支払いを受けた農家が、戸数でいうならば、旧久慈市は何戸、旧山形村は何戸ぐらいございますか。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） ただいまのご質問にお答えします。

戸数は把握しておりませんが、集落が5戸、組合が3団体ございまして、旧久慈市が4団体、旧山形村分が1団体と3組合というふうになっております。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 団体としてこの中山間直接支払いを受けたというように理解してよろしいですか。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） そのとおりでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 この中山間直接支払制度あるいはこの直接農業所得制度、こういったものを見ると、農業生産の条件に関する不利益を補正するために支援を行うということがうたわれているんですけども、前にも私質問したような気がしているんですけども、それをそういう支援を受けるという状態のときに、久慈市、山形町も含めて、知事が認定する特認農地の地域だというのは、前の質問で確認させていただいたわけですが、この特認農地のところでの生産者の人たちが、これを認定を受けることによって、国の交付金とかそういったものが決まっているようですが、こういったものをもらった過去に例があるのかお尋ねいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 中山間地域等直接支払交付金にかかわってのご質問でございます。これは、事業の目的は、いずれ農地を保全するというのが第一の目的でございます。というのは、中山間地域は非常に経営条件が厳しい、そして農地そのものが平らでなくて傾斜が厳しいということで、これが支払制度があるものでございます。

それで、委員おっしゃられた知事の特認事項ということでございましたが、前にも私お答えした記憶がございますけれども、この知事の特認ということは、ある一定の条件に入らないものを知事特認で救うということで、久慈市管内は、この知事特認で救う前に、すべての地域がこの交付金の対象地域となっておりますので、あるかないかということでお答えすれば、ございません。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） 先ほどお答えいたしました団体の数ですが、一部間違いがございましたので、訂正させていただきます。旧久慈市分が3集落で、旧山形分が2集落の3団体ということになります。

以上でございます。失礼いたしました。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 私も詳しくわからないで質問している部分があるので、この点については失礼極まりないんですけども、私が理解している範囲で質問させていただきます。この特認農地のところで申し上げると、国の交付金の交付単価、田んぼであれば2,110円、畑は900円、10アール当たり。それから、国の交付金と合わせて地方公共団体が一体化して行う交付金の交付の上限単価、田んぼが4,500円、畑が1,800円、細かくこう決まっているんですね。

ですから、こういう決まっているものを生産者の立場の人は、知らなければならぬ義務も責任ないと思うんですね。国のほうで決まった制度というものも周知徹底して行政指導をして、こういうお金をもらえるような体制をきめ細かく私はしていくべきだと思うんですね。そういった部分を今まで前例がないとすれば、今後はそういったものを含めて、国から国の政策に対するものに極力農家の皆さん方が交付を受けられるような行政指導を私は必要だと思うんですが、その点の考え方を伺います。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） この中山間直接支払制度の金額を申し上げたいと思います。先ほど委員さんもお紹介いただきましたが、交付単価は、ちょっとこれいろいろ面倒な部分がありますので、代表的な田の地目でお話しさせていただきます。そのほかに畑とか草地とか、いろいろありまして、あと傾斜の角度によってもいろいろ分かれてございます。代表的な田んぼで申し上げますと、傾斜地で10アール当たり2万1,000円、緩傾斜地で10アール当たり8,000円となっております。この金額は最大限、久慈市の場合いただいているものでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 大変ありがとうございます。そういうように、国の制度がすごく細かく交付をもらえるものがあるわけですから。ただ、国の場合、いろんなものに対応できる形の制度をつくらせているんですけども、それをいざ交付をもらう、受けるなりしようとしたとき、膨大な資料を要求されたり、手間が煩雑であったりして、なかなかそこに交付を受けるようなところに行かない。そういう形を意図的にはやってないかもしれないけども、結果的にはそういう状況が生じて、そ

して最後には何をするかという、こういう制度をつくったんだけど、利用する人が少ないために予算を減額しました、これは国会の中継でよく、ままだ出る光景なわけですから、大変ご苦労をされると思うんですけども、国の制度から金をいただくための努力というのは相当にきついと思うんですが、ぜひそのところに力を入れて頑張っていたいただきたいと思いますので、そのところの決意を聞かせてください。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 国の制度の活用について、今委員おっしゃったこと、私もまさにそういう場面に何回も出くわしたことがございます。

それで、先ほども城内委員さんからもご質問いただいた新規就業総合支援事業の活用につきましては、まだ要綱等が示されていない段階で、市のほうから国のほうに、このようにやっていただけないかというような意見を申し述べ、また要望しているところでございます。先ほどおっしゃったように、そのように私もとり進めていきたいと、そのように考えてございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 木ノ下祐治委員。

○木ノ下祐治委員 それでは、市有林緊急整備事業、緊急雇用創出事業の内容ですが、金額が大きいようですが、これの面積と木の樹齢をお尋ねをしたいんですが、今、いわゆる世の中で、例えば製材所、合板工場等で求められている木の樹齢は、大体50年ないし60年ぐらいの木の樹齢が求められているわけですが、先ほどから林業に関していろいろと質問があったわけですが、大体の、私がここでこういうことをお話しするのも何でしょうけれども、大体50年から60年の木を育てるのに、最初の下刈り等は除いて、大体除伐から始まって、いわゆる間伐を2回程度やって、50年、60年の木に育てるわけですが、使用するまでには、これぐらいの金額になりますと、かなりの面積を恐らく手入れをするのではあろうと思いますが、先ほど言った面積とその樹齢、その辺のところをお願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 市有林緊急整備事業費の内容についてお答えいたします。この事業は、市有林内にあります林道とか作業道等々の繁茂する雑草木の除去とか、また市有林内にある針葉樹、広葉樹等の混交林、まじっている林等を除伐、下刈りしたり

する作業でございます。面積につきましては、市有林の箇所を選定等については、これから進めていきたいと、そういうふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 そうすると、林道等の話も出ましたので。じゃ森林の除間伐だけじゃないというふうにとらえましたが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 委員さんおっしゃったとおり、そのとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉建一委員。

○小倉建一委員 65ページになりますが、下から3行目の事業、地域力拡大実践事業というのを伺いますが、この記者会見資料によりますと、農村に受け継がれる伝統的な知識、技能の伝承や、特産品開発と販路開拓と6次産業化を図るといふ、非常にいい事業なわけですが、未利用資源等を活用しながらということで6次産業化を図るといふことで、非常にいい事業だと思っておりますが、もう少し具体的内容でお知らせ願いたいことと、その効果をどのように見込んでいるかをお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） ただいまのご質問にお答えいたします。この事業を活用しまして、地域にある主に食材ですね、そば、大豆、その他雑穀類を活用して6次産業化を目指すということで、この事業を使いまして具体化していきたいと、そういうことにしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 さらに、どういう場所を使って開発するなり、販路はどのようにするとか、もう少し具体的にお願いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） 失礼しました。べっぴんの湯の場所を使ったり、地域を使ったり、地域内の活用、そういったものを具体的に進めてまいると、そういったことで、あとは宣伝広告とかはラジオを使ったり、チラシを使ったり、そういったメール配信等を使いまして販路を拡大してまいりたいと考えております。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 ほとんど交渉の段階かなというふうな状況なわけですが、予算化なりして通れば、4月から動かなきゃならないわけですが、市長も言っておりますが、公約等実現は予算化によって決まるということですから、もう少し具体的な進め方をひとつ、構想以上に進めて予算提案できればなど、このように思っておりますし、このような事業をさらに継続していく必要があるなど思っておりますが、この緊急雇用もそうですが、もし緊急雇用がなくなった場合は、一般会計でもやるというような気持ちが必要かと思っておりますが、その辺の考え方を伺います。

○委員長（高屋敷英則君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 6次産業化のご質問でありますけども、これは私も非常に第一産業の重要な課題だというふうに思っているところであります、実はこれまでも五つの業者の方々が、例えばヨーグルトの販売、それから新商品の開発拡大、それから山ブドウを使った加工素材の企画開発と流通販売、あるいは畜産の多角的な経営、それから天然のホヤを活用した新商品の開発、あるいは久慈産の大豆等を使った菓子の製造等々、今取り組んでいる方々もいらっしゃいます。やはりそういう取り組んでいる方々とやはり情報をきちっと共有をしながら、さらにこういう取り組みの拡大をしていくということが非常に大事だというふうに思っておりますので、そこはこの事業等を活用しながら推進していきたいというふうに思っています。

緊急雇用を単費でというふうなお話でございますけれども、この件については、これらの事業等の成果等を見ながら、いずれ今後検討ということになるかと思っておりますので、そこはご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 せっかく副市長から答弁いただきましたが、非常にいいことで、やる気もあるというようなことのわけですが、今お話しされた具体的な例は、ほとんど企業の方を中心にやっているということのわけですが、この伝統的な、あるいは未利用資源等あるいは古い昔、食べていたというような、あるいはそういう事業等を掘り起こすためにも、ひとつ普通の人が、一般の町内の人ができるような加工研究所のようなのが私は必要だと思っているんです。将来、何かの施

設と併設しながら、あるいはそういう要望があった場合には、それにこたえていくという考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思います。

先ほど副市長のほうから6次産業化のあり方についてお答えを申し上げました。それで、6次産業化と一言に申しましても、大規模のものから小規模なものがあると、そのように私はとらえております。人間のなりわい、あと先ほど委員さんおっしゃったように、昔からの伝統食等があるわけでございまして、私といたしましては、それは大きさを問わないで支援してまいりたいと、そのように考えているものでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 外館副市長、この研究所等の整備について一つお考えをお願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 部長は今これからの意欲について答弁したわけでありまして、小倉委員のそういう提案については、十分に内部では検討をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 桑田鉄男委員。

○桑田鉄男委員 1点だけお尋ねをします。もぐらんぴあの隣接地にございました産直施設、たしか正式名称は産直促進施設だったと思うんですが、あの施設は、いずれ生産者、消費者にとっても一定の役割を果たしていた、そういうふうに思うわけでございます。

また、あそこにある当時、今は被災してないわけですが、もっと例えば国道395号の近くにあれば、使い勝手がいいというお話もございました。そういうこともあわせて、あの施設、ああいった施設の再開の考えについてお尋ねをします。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） いわゆるもぐレスでございます。被災して、すべてが流出した状態にありました。それで指定管理者である農家組合、正式な名称ではありませんが、あと農家協会のほうでは、今後の再開を見込まずというか、もう組織を直ちに解散した経緯がございまして、市といたしましても水族館であ

るもぐらんびあが復興に向けて今頑張っているわけ
でございますけれども、その総合の観光面も含めて相互に
相乗効果を持たせたいということで、あそこにもぐレ
ス、もぐらんびあが配置になった経緯もございます。

そういうことで、あの場ではもぐレスは、もぐらん
びあのようにその機能を持たせて、復旧・復興に努め
てまいりたいという考えに立ってございます。

あと国道395の話がありました。これはその効果
があるかどうか等も含めまして、調査、検討してまい
りたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 桑田委員。

○桑田鉄男委員 答弁いただきました。いわゆるもぐ
らんびあとの相乗効果もあったということなんですが、
指定管理の受け手であったとこ等が、いずれ再開は無
理だというふうな話があったということなんですが、
先ほど、私国道395号の近くにというのもお話をしま
しましたが、利用者の方々等からも以前にもそういう話
がございました。市の復興計画の中にも、例えば農林水
産業の総合的な振興を図りながら、他地域にも貢献し
得る食料供給基地、これを目指すんだということもご
ざいます。

いずれ地域産品、これをやっぱり消費してもらうに
は、ああいうふうな施設もぜひ必要だと思うんで、こ
れらのことについては、ぜひとも今後もこういう施設
を検討していただきたいと思うんですが、副市長なり
のお考えをお尋ねをします。

○委員長（高屋敷英則君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） もぐらんびあにかかわって
の産直ということでございまして、当時も一定のやっ
ぱり、部長が答弁したとおりに相乗効果があったとい
うふうに認識をしております。

ただ、確かに場所の問題等については、いろいろ市
内の方々からも、もう少し国道沿いにあればいいな
というふうな声は、当時も私も聞いていました。

そういうふうなことから、いわゆる産直は、先ほど
の地産地消あるいは6次産業化という問題等もあるわ
けなんで、これは市としても、いずれ基本的には必要
な施設だというふうに思っていますので、その部分に
ついては、もぐらんびあがいいのか、入り口がいいの
か、国道沿いがいいのかということ等については、今
後の検討ということになるかと思っておりますので、その

部分をご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（高屋敷英則君） 下館祥二委員。

○下館祥二委員 この部分でお聞きしたらいいのか、
ちょっと迷っておりましたが、観光なのか、それ
とも水産のほうなのか。実はこの特用林産の中で、こ
れから春になってくれば、いろんな山菜が出てきます。
そして秋になればキノコが出てきますけれども、よく私
東京の仲間、友達から、今の時期行けば何が食べるん
だと、この時期に行けば何があるんだっていうような、
そういう話を聞かれますけれども、そのとき山のものな
らある程度わかるんですが、今シドケだよとか、タラ
ボが出始めるよとか、そういうのはわかるんですが。

海のものに関しては、育ちが海だからある程度はわ
かるんですが、久慈の浜の魚のおいしい旬の時期って
いうのは、なかなかわからない。それを一覧表にした、
よく観光マップとか、いろんなそういうのはあるん
ですが、暦にしたので何月から何月ごろはイカがいいよ
とか、おいしいよとか、この時期だとホヤが出てくる
よとか、そういうのを、海のものど山のもの、そうい
うのをタイアップした形で、6月ごろは何だとか、3
月は何だとか、そういうのをつくるべきだと思うん
ですが、これについて、村上部長、一つあなたから見解
をお伺いしたいと思います。よろしく願います。

[発言する者あり]

○委員長（高屋敷英則君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） 今のご質問に対しま
しては、農林水産部も関連、私どもの産業振興部、観
光のほうも関連すると思っておりますので、お話を申し上げ
たいと思います。

先日の一般質問でも、るるそういったお話がありま
して、食を生かしたものという観光事業というのも今
後大切になってくるというお話を申し上げましたけれ
ども、いわゆる今委員から提案のありました、やっぱ
りこの時期にはこのものがおいしい、この時期にはこ
ういったものがうまいんだと、あるんだというような
ものをやっぱり伝える、あるいはそこに来て食べれる、
なおかつそういったものが流通していくという部分で
も、やはりご提案のあったようなものというのは用意
していくべきだろうかと、私自身もそのように考えて
おりますので、林水あるいは農政のほうとも連携しな
がら、その時期にこういったものが取れる、こうい
ったものが食せる、そういった部分をちょっと検討して

まいりたいと、このように思っております。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 24番、どうぞ。

○濱欠明宏委員 やっぱり一般質問でも関連、きちつとやっているわけだから、今のようにあいまいな場合に、少し委員長はきちつと整理をして、最終的に産業振興部長が答弁するのは観光費の話じゃないですか。だから、私は水産部長の下館さんは指名したわけだから。そして村上さんのほうから商工とも連携してという話、逆じゃないですか、今の。しっかりしてくださいよ。

○委員長（高屋敷英則君） ほかに。泉川博明委員。

○泉川博明委員 71ページなんですけども、一番下のほうの小袖地区の集落環境整備事業の進捗状況についてのお伺いと、これに伴って、立石地区の8号線の見通しについてお伺いをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 小袖地区の集落事業にかかわっての進捗状況のご質問にお答えいたします。小袖集落事業につきましては、今年度4線の集落道と整備する予定となっております。また、安全施設等としまして防火施設等も設置するというふうに考えております。また、立石地区につきましても、8号集落道は今年度予定しておりまして、270メートルの整備をする予定としております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 泉川委員。

○泉川博明委員 それでもうこの環境整備事業も終盤戦となっておりますが、最終段階の完成年度はどの年度を見込んでおりますか。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 最終年度でございますが、26年度には完成したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内仲悦委員。

○城内仲悦委員 71ページです。この磯根漁場海底調査事業費が1億447万9,000円、これは緊急雇用で予算化されております。

そこで、予算書の説明、記者会見の説明を見ますと、久慈市漁協各生産部ごとというのは書いてありますけども、この48人というのは、各生産部が雇用するのか、

それとも漁協が雇用して振り分けていくのかというのが一つね。

それから、この場合はほとんど人件費だと思うんですが、延べ6,048人、単純に割ると、1日1万7,000円となるんですけども、この単価についてもお聞かせください。

それから、その生産部ごとの振り分けがなるのかについてもお聞かせいただきたいと思います。

とりあえず以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 磯根漁場海底調査事業費の内容についてお答えいたします。

この事業は、8生産部を予定しておりまして、各生産部から6人ほどの人員をもってこれに対応してまいりたいというふうに考えております。

また、事業費の中身でございますが、人件費そのほかに船の借り上げということで、8生産部を2隻、6カ月間の借り上げということで3,000万ほどの借上料と、そういうふうになっております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 がれき処理とか、そういった形で、たしか生産部の方を中心にかなり、23年度も震災後やってきたと伺っております。たしか新聞の報道だと思ったんですが、こういったがれき清掃等にかかわった場合の所得控除が40万とか50万認めるとというのが国会答弁であったように伺っているんですが、その辺承知しているのか。せっかくこの仕事を通じて収入を得た中で、その辺が生かされないと、所得の保障にもならんし、やっぱり控除がきちんとできた状況が一番いいと思うんですが、そういった点の情報についてご承知なのか、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 今のお話の所得控除の関係につきましては、今資料を取り寄せましてお答えしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 中平浩志委員。

○中平浩志委員 ただいま城内委員からも話があったので、私はその部分を聞こうと思ったんですが、やめました。

その上のウニの種苗に関係、ウニに関してなんですけども、ウニ、去年何とか取れた部分もありますし、こ

としも多少は取れるというふうには思います。これから多分ウニの稚貝、稚貝っていうのかな、苗っていうのかな、ウニ、アワビの稚貝とかを放流があると思います。

ただ、育つまでの年数を考えると、どうなのかなというふうな部分、懸念されます。漁師の人の話を聞くと、多分ちょっとした沖合に行けば、ウニはまだまだいるんだろうと。だったら、そういったウニをダイバーでも頼んできて、できるだけ海岸のほうというかな、そっちに持ってきながら養殖というか、そういうふうな形にしたほうが私はいいんじゃないかというふうな意見を、直接漁師の話として意見がありました。私自身も、やっぱりそういった部分に関しては、ああ、そうなのかなと、どっちかという、子供から育て、それを大きくするという発想ばかり今までであったので、確かにそういうふうな形でやるというのもいいのかなというふうな感じがしていますので、そういった部分の当局の考えと対応というかな、対策についてお伺いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 今お尋ねのウニの種苗確保対策については、今委員さん提言のあるとおりの事業内容で組ませていただいております。この金額は、総事業費の2分の1の540万9,000円の計上をお願いしているものでございます。まさに今の状況は、種苗放流の数に限りがございます。それで、委員おっしゃったように、漁業者の情報によりますと、小さいウニが磯根から離れたところに生息しているような状況にあるということをとらまえて、この事業を久慈市漁業協同組合と連携を図って進めていきたい。地元久慈海域にあるウニを磯根の近くに移植する、したい、そのような事業でございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小柳正人委員。

○小柳正人委員 1点だけお尋ねします。

数日前に新聞報道でちょっと見たんですけども、国のほうで久慈市のイチゴ栽培ですね、地熱を活用したイチゴ栽培の振興指定にしたということなんですけれども、その具体的な内容はおわかりでしたら、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） 新聞報道にありました事業につきましては、産業開発促進課のほうで実施しておりますものでありまして、失礼します。

〔「あっ、水産課は関係ないと思う」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） ごめんなさい。晴山産業開発課長。

○産業開発課長（晴山真澄君） 先ほど質問ありましたイチゴの栽培につきまして、エネルギーという観点と内発型産業という二つの観点から、現在ハウスでイチゴを栽培しております事業者に対しまして、ヒートポンプを設置しまして夏イチゴを取れないかというような実験を試みてみたいというふうに考えてございます。

具体的に100メートルほどボーリングというか、穴を掘りまして、地下水を通して一定の温度が上がってくるわけなんですけども、それにつきまして、夏、温室の中が暑くなりますので、それに対して、その地下水を使ってさらにヒートポンプで地下水を冷やすような試みをしまして、夏でもイチゴを取れるような、そういう取り組みということでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 先ほど保留になっている答弁はできますか。

〔発言する者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） もう少し。

〔発言する者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 保留になっている答弁がまだなようでございますが、ちょうど昼食時間になりますので、昼食のために休憩をいたしたいと思います。再開は午後1時からということでよろしく願います。

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長（高屋敷英則君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

6款農林水産業費の審査を継続いたします。

なお、再度委員各位にはお断りを申し上げますが、質疑の際には、記載のページ及び項目等を示して行い、簡潔をお願いをしたいと思います。

この際、答弁が保留になっております城内委員からの質疑に関する、その所得控除に関する答弁が当局よ

りございます。澤口税務課長。

○税務課長（澤口道夫君） それでは、先ほど被災地漁場のがれき撤去に従事した際に支払われる労賃に対する所得控除の件につきましては、税に関する部分もございますので、私のほうからご答弁申し上げます。

被災地のがれき撤去に従事した漁業者の方々に支払われる労賃につきましては、いわゆる租税特別措置法第27条、これは家内労働者の特例ということでございます。例えば、生命保険の外交員の方であるとか、内職の方でありますとか、あるいは電力の量計の検針の方であるとか、そういった方々については、例えば生命保険の外交員であれば、車等は会社から支給されるとか、そういった部分がございますが、実際の必要経費はかなり少ないわけでございますが、ただ、それらについても特例で65万の所得控除を認めますというふうな制度がございます。

今回のがれき撤去に従事した方々に支払われる労賃につきましても、事業所得ではございますが、それらについては65万の最低の控除は受けられる場合があるということでございます。と申しますのは、例えば、がれき撤去に従事しておった方が途中から給与収入を得たと。給与収入のほうの最低控除額も65万なわけですが、それらの給与収入があつて65万の控除を受けた方については、がれき撤去のほうでの最低保障の65万の特例は受けられないというふうなことでございます。そういった場合については、実際にそのがれき撤去に従事した際の実費、本当にかかった必要経費ですね、例えば長靴を買ったとか、あるいは作業服を買ったとか、そういった実費の収支計算になるというものでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。城内仲悦委員。

○城内仲悦委員 ありがとうございます。今のこと、やっぱりがれき撤去に作業で出た方々について、周知の徹底をすることが大事だろうと、これは漁協を通じてやればいいのか、それも含めて、やはり知らないでなければ、当然本人は損することになりますし、この点、周知の徹底を図っていただきたいんですが、それについてお答えいただけます。

○委員長（高屋敷英則君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） がれき撤去に関する事

業主体は、久慈市漁業協同組合でございますので、漁協を通して周知を丁寧に行ってまいりたいと考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

7款商工費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 72ページ、中段になります。7款1項商工費であります。1目商工総務費は1億9,471万1,000円を計上、2目商工業振興費は5億2,352万3,000円を計上、前年度と比較しまして3,992万9,000円、8.3%の増であります。主に中小企業災害復旧資金保証料等補助金の増によるものであります。

74ページをお願いします。3目観光費は3億793万6,000円を計上、前年度と比較して7,387万4,000円、31.6%の増であります。主に海と魚の魅力全国発信事業費、観光物産移動販売車情報発信事業費の増によるものであります。

76ページになります。商工費は合わせて10億2,617万円を計上いたしました。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。上山昭彦委員。

○上山昭彦委員 73ページの下、下段からちょっと上の観光交流センターの指定管理のところをお伺いいたします。

当初、観光物産館、観光交流センターできた当初は、観光物産協会が指定管理を受けたことになりましたけれども、街の駅・久慈のほうも協力するような形での指定管理だったと思いますが、現在もそのような形になっているのでしょうか、お聞きいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 委員ご質問のとおり、指定管理自体は久慈市観光物産協会になっておりますが、同時に土の館に入っております街の駅との連携ということで、指定管理上はなっていませんけれども、事業の連携等は随時緊密な一体の施設としてやっていたいております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 上山委員。

○上山昭彦委員 ありがとうございます。そうしますと、あそこは正面に向かって右と左と分かれまして、

観光物産協会が指定管理する建物と、左側は街の駅が管理する建物ということで分かれておりますけれども、実際に来るお客様は、どちらも同じ施設ということでいらっしゃる。観光交流センターのほうに先にお立ち寄りになられたお客様は、夏暑いとき、今寒いとき来ますと、空調が風の館のほうが、相当予算も確実についているということで、管理されておまして、夏は涼しくて冬は暖かいというような感じになっております。そこでそのまま物産館、土の館のほうに参りますと、今の時期でありますと相当温度差がありまして、実際にお客様から寒いという苦情もあるように聞いております。その辺のところを何とかして、同施設ということでお客様にもっと来ていただけるような環境もつくってほしいと思いますが、その辺の考え方をお聞きいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） ただいまのご質問の空調等に関しましては、館は一体となっておりますけど、管理者が違うということで、そのようなこともあるかと思いますが、毎月両方の運営者を入れまして、私どもも入りまして、商工会議所も入りまして、定期的に連絡会議等を開いております。そういった中では、私、現時点では把握はしておりませんでしたが、そういったことも踏まえて、快適にお客さんが過ごされるように努めていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 上山委員。

○上山昭彦委員 その辺も聞いていただきまして、何とかお客様を快適にして過ごせるようにしていただき、観光客なり地元のお客様をたくさん誘致していただけるようにしていただきたいと思っております。

もう一つお聞きいたしますが、その下73ページの下のほうにありますけれども、街なか交流観光誘客実践事業ということでございます。こちらの概要のほうを、13ページのほうを見させていただきますと、四千五百何十万ということで、半分ぐらいが人件費ということになりますけれども、あっ、これは、済みません、地域PRキャラバンのほうでございますね、そちらのほうと四千五百数十万ということで、半分ほど人件費になりますけれども、その残りの二千数百万というものもありますが、その辺のイベントの中身についてお聞かせいただきたいと思っております。

もう一つお聞かせいただきたいのですが、77ページのほうの中段でございます、北三陸くじ冬の市開催実行委員会のところでございます。こちらは毎年150万ということで予算づけをしていただいて、年に4回ほど冬場のイベントを行っているわけですが、もう相当定着いたしまして、観光客の皆様、何度も盛岡なり中央のほうから訪れているお客様も多いでございます。アンケートを見ますと、結構よかったというアンケートの答えのほうが多いように見えておりますが、この辺、年に冬場の4回ということだけですが、もう少し数をふやして、お客様を冬場の観光客の誘致を考えるということもよいかとも思いますが、その辺のところとあわせてお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） ご質問第1点目の地域PRキャラバン設置事業にかかわってだと思いますが、人件費以外の経費等のイベント等の内容ということでございますけれども、市内で行われるイベントはもちろんですが、他で行われるイベント等にも出かけていって、地域特産品のPR等も行っております。

また、2番目の冬の市等にかかわって、冬のイベント、4回ですが、これらの数の検討等ということでございます。これにつきましては、3と8の日に開かれております市日との連動等もございますので、関係者等とも協議をしながら検討、研究してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小柳正人委員。

○小柳正人委員 それでは、75ページの空き店舗対策チャレンジショップ事業補助金と、それからちょっと下のほうにあります中心市街地出店費補助金、この違いですね、端的にお知らせください。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） まず、空き店舗チャレンジショップ事業費補助金でございますが、これは、空き店舗を活用した店の内装とか、そういったものにかかわるものでございまして、市が3分の1、会議所自己負担分ということで、12万円で予算計上は5店舗分を見込んでいるものでございます。

それから、中心市街地出店費補助金のほうですが、これは、中心市街地以外からお店等が中心市街地に出店する場合の改装経費等ということで、補助率2分の

1で100万円を限度として補助しているものでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小柳委員。

○小柳正人委員 といいますと、現時点ではこの中心市街地のほうの出店費の補助を活用したほうが、空き店舗対策チャレンジ事業の補助金を活用するよりも今率的にいいということでしょうか。以前はこの中心市街地出店費補助金はなかったと思うんですけど、今回ついています。現時点でどういう考えですか。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 空き店舗対策チャレンジショップのほうは、工事経費等ではなくて、お店をそのまま借り上げる等に対する補助金でございます。出店費補助金のほうは、この空き店舗につきまして内装、外装等一定の条件の工事等を寄与した分への補助でございますので、内容的には違うということになります。

ですから、ダブルは可能かということになれば、施主が違うので、要件を満たせばあり得る話だと、こういうふうになるかと思えます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小柳委員。

○小柳正人委員 別にダブルで活用ということじゃなくて、現時点では、じゃ中心市街地出店費補助金のほうが一応メリットは多いということでございますね。

それで、ついでですけど、例えば企業立地奨励補助金がありますよね。企業を立地しました。中心市街地の空き店舗を活用してといった場合は、どのような形で補助金を活用できるものでしょうか。

○委員長（高屋敷英則君） 晴山産業開発課長。

○産業開発課長（晴山真澄君） 企業立地奨励補助金についてご質問がありましたので、お答えいたします。

企業立地奨励補助金につきましては、市外に住所または事業所を有する者が、市内に工場または特定事業所を新設または造成する場合に、土地または建物の賃貸借に要する経費と、新たな新規常用雇用の数が2人以上、賃貸料の2分の1、限度額月5万円を雇用規模に応じて最大50万円までということで、家賃の補助をするものでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内仲悦委員。

○城内仲悦委員 緊急雇用の海と魚の魅力全国発信事

業にかかわるかと思うんですが、補正予算でもぐらんびあの再建を図るといことが出されました。新聞報道では、このように発言しております。久慈の海の観光施設として欠かせないと判断した。防災・安全対策を万全に期して事業を進めたいというふうに新聞報道ではなっておりますが、この防災安全対策の万全の中身をまずお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 新たに、新たにといいますか、復旧するもぐらんびあにかかわってのご質問でございますが、防災安全対策ということでございまして、同時に併設しておりました石油備蓄株式会社の石油文化ホール等々とあわせて協議しながら、避難路の複数の確保、それから時間がない場合等の高さの確保、それから万が一、時間が少なくて閉じ込められた場合の中での救助等の確保等々について、現在協議、検討しているところでございます。

避難等につきましては、従来防災計画、避難訓練等実施しておりますので、双方の備蓄さんの同消防隊等の協働も得ながら避難訓練等は実施しております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 今回の津波は、14時46分に発生をした地震ですけどね、津波が出て、第1波が15時30分に約45分後到着しているというふうに聞いております。この防災安全計画を考えたときに、津波についてどのような前提条件なりを考えたんですか。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 津波につきましては、お客さん等も入っておる施設でございますので、地震があった場合、津波の情報があった場合には、速やかに従業員がまず誘導する、それから備蓄さんのほうにも保安専門員等がいますので、その協力も得て誘導すると。避難訓練等では、大体10分から15分ぐらいで高台というか、専用の避難階段等が設置されております。場所はさわやかトイレの奥のほうでございます。そういったので訓練等は行っております。

今後の対策につきましても、その避難路自体を1本だけではなくて、複数確保するようなことで現在協議しております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 津波を何分と見てこの安全施策を考えているんですか、何分で来ると思っているんですか。今回は46分ですよ。しかし、今回の震源地はずっと南のほうですよ。私、心配しているのは東海地震、先日のNHKでは5分で来るっていうんですよ、発生から。何分でこの安全策を考えるんですかと聞いているんです。津波が何分で来るのか、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 現時点では何分という設定ということまでは行っていませんが、従来の避難訓練でも、12分から15分で15メートル以上の高台へ100人規模、平均大体200人ぐらい。実際に避難訓練したときにおいては、三百何人ということも過去にあったように記憶しておりますが、15分程度ということでその当時は考えておりました。

委員ご指摘のとおり、5分とかなった場合にどうするのかということで、最初にお答えしたとおり、閉じ込められた場合、それから全く時間がないというような、例えば、十勝沖なり、近くでもすぐ来るというふうな場合は、アラームなりが、携帯アラームとか鳴ったり、いろんな情報で高さを稼ぐために、これまで2階建てだった管理棟部分等も3階以上、できれば6階にしたいということまで含めて、現在検討しているところでございます。

また、防潮扉等の設置も考えていますので、トンネル内から出れなくなった場合、これは別な方向で一時的に高さを稼いでいただいて、半崎の第1に通路を設けるような方向で現在検討しております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 今回の一般質問を通じてわかったのは、ここにあなた方が岩手県河川課とつくった津波の浸水範囲実績率がございますよね。これに基づいて久慈湊小学校はその浸水区域内に入るんだと。しかし、今回実際の被害はなかったと。なかったけども、将来安全な場所に移転するんだという方向を示しましたよね。

その中で、不特定多数が数百人来るだろうと思われこの施設を、あえて被害のあった場所に建てる根拠、やっていることはおかしいじゃないですか、あなた方は、学校施設は浸水区域にあるから移転だ。もぐらんぴあは、ずたずたに津波で壊されて、そこに再建する。

何を考えているんですか、本当に。市長は、私はこそくって怒ったけどさ、予算のつけ方はこそくだしね、あえて言います、決め方が拙速ですよ。何で絶対来る場所につくるんですか。今15分という話をした。もっと早く来たら想定外だって言うんですか、じゃ。来る事が明らかなくにつくつといてね、自分たちがつくった安全基準を超えたから想定外だ、それで人が亡くなった。だれが責任をとるんですか、これ。

今は答弁で6階建てを考えている。何階建てを建てようが、ここにつくるべきじゃないんじゃないですか。私は一般質問で言った、つくるのなら安全な場所にきちっとつくれて。もぐらという、最初はネーミングは全国に対して渡って、珍しさを来たかもしれん。もうもぐらっていうのは、もう珍しくないですよ。つくるんだったら、本当につくりたいんだったら、安全な場所に、観光客に安全ですから来てくださいとメッセージ出しながら、大いに来てもらったらいいんじゃないですか。津波があつて、被害があつたのにまたつくりました、どうぞ来てください。思うように観光客は来ますか。また、そういうことをちょっともつと吟味してほしいんです。

しかも、つくったあなた方だって、未来永劫市職員でもないし、市長もずっと未来永劫の市長でもないし。今あなた方はそういう提案をして、あなた方だって、役所を退職する、私たちもいつまでも議員をやっているわけじゃない。しかし、今ここでああいう被害を受けている中で、あえて今15分という話ししました。こんなお粗末な安全策、安全と言いますが、対応でね、私は絶対やっていけないことだと思います。見直しをしませんか。

もう一つ、私がお伺いしたいのは、さかなクンさんは来ていろいろ支援してくれてますよね。それはありがたいことです。そのさかなクンさんの協力を得ながらやるんだたらね、本当の安全などにつくりたいから応援してくれというメッセージは発してないんじゃないですか。矢祭町では、図書館をつくる時にお金をかけられないから、でも、つくりたいと、全国に発信をして図書を集めたんじゃないですか。そして、金も幾らもかけないで立派な図書館をつくらしたんです。そういった本当に安全なものを提供していく、依頼すればそういった形の取り組み方もあっていいはずですよ。学校教育施設は建ててはあかん、観光施設は

危険な箇所には建ててもいいという私はやり方はまずいと、私は断じてこんなやり方は対応しないと思いますので、お答えください。

○委員長（高屋敷英則君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） また再びこそくという言葉を使われましたけれども。

〔発言する者あり〕

○市長（山内隆文君） 我々はしっかりと皆様に提案しているわけでありまして、隠したわけでも何でもありません。ただ、ご自身が知らなかったからといって、それをこそくだということはまことにおかしい表現だと今でも思っております。

したがって、あなたの質問に答えるすべがありません。

〔「安全策、ちゃんと答えてよ」と呼ぶ者あり〕

○市長（山内隆文君） こそくと言われる以上は答えられない。

ただ、ただ一言申し上げておきますけれども、先ほど課長からもる説明したとおりでありまして、安全策については、さまざまな方面から検討をし、生命を守っていくと、こういうことだけはしっかりと私ども頭に入れて構想しているものであります。

○委員長（高屋敷英則君） ちょっと城内委員に申し上げますけれども、本会議でやはりこそく発言がございまして、議長のほうから城内議員さんのほうに注意があったということでございますので、そのような点を踏まえながら、やはり言葉には十分に気をつけてご発言をいただきたいと、このように思います。城内委員。

○城内仲悦委員 答弁したくないという答弁ですけども、しかし。

〔「こそくという言葉を使うなら答弁できない」と呼ぶ者あり〕

○城内仲悦委員 だから、予算のとり方がこそくだと言ったんです、さっき言った、拙速だし。決め方がそう。

〔発言する者あり〕

○城内仲悦委員 まあいづれね、まあそこは言いません、それ以上は。ただね。

〔「聞こう」と呼ぶ者あり〕

○城内仲悦委員 何が聞こうだよ。市長、いいですか、

市長。もうつくることについて、被害に遭った場所になぜつくるんですか。その安全性はこれから考えるっていう、何を基準に考えるんですか。それも課長答弁は15分という。今予想されている地震学会で言われているのは、東海地震、ここは東海じゃない、東海地震では10分とか5分と言ってるんですよ、地震が起きてから。ここだって、南のほうで起きたから、さっき言った46分という時間があった。しかも、今回ご承知のとおり、昨年の3月11日にはシーズンオフでスタッフ4人、DANASSの記者が1人行って取材して、たった5人しかいなかったんです。そこにはお客さんが一人もいなかったんです。子供も行ってなかったんです。確かに不幸中の幸いでね、あのような災害を受けても人命を失っていませんよ。

しかも、私は前にも言ったとおり、侍浜地区というのは、いろんな教訓を受けて、住宅は沿岸に建てるなど、高台に建てるという方針に基づいて、今、久慈市侍浜町は住宅の被害はないんですよ。そういう経験を持っているんじゃないですか。何であえてそういう経験がありながら、戦前の知恵を生かして安全な場所に水族館をつくらうとしないんですか。私は一回もつくるなどと言ってないんです。つくるんだったら、観光客が安全・安心して来れる場所につくって、大いに来てくださいというアピール事業でやるべきじゃないかとやっているんです。私の気持ち、わかりませんか。私も政治家の一人ですよ。久慈市政に参画して、私もう三十数年過ぎました。

しかし、今回の大津波を見て、被害に遭ってね、そこにあって建てることについてのあなた方の判断、これ絶対間違っていますよ。私自身はこの問題で政治生命を賭けてもいい、そういう思いでしゃべっているんですよ。少なくともね、被害に遭った場所につくるべきじゃない。しかも今期でわかったように、久慈湊小学校は移転する。小学校は移転する。幼児からお年寄りまで来る観光のもぐらんびあは、あそこにまたつくる。全然矛盾してるんじゃないですか。やっていることを胸にあてて考えてください。こんな拙速にやらなくてもいいことだ。さかなクンだってね、私はそういうふうには伝えれば協力してくれると思う。今月号のDANASSには、市長とさかなクンが仲よく駅前の施設等で見ているのは、写真に載っていますけども、いづれ私は今の、あなた方言う安全策、想定外だったか

らという言葉で人を殺してはいけません。ぜひこれは見直しをしていただきたいと、もう心から、心の底からお願い申し上げたい。

議会の皆さんもぜひ、補正予算には賛成したかもしれんけど、全議員の皆さん、本当に考えてほしい。我々24人の議員が議会で決めてしまったということでもいいのかと。ぜひ、まだ設計段階ですから、まだまだ建設の予算もこれからでしょうから、いずれ皆さんで考えていただいて、拙速に結論を出さないで、本当に必要な観光資源であったら、安全な場所に設置すべきだろうというふうには思いますので、そのことについて私も尽力をしたいと思いますから、ぜひ関係の皆さん、議員各位の、どうか私の思いをぜひともご理解いただきたいというふうに思います。当局に市長を先頭にするという方向にきていますけど、そこを何とか見直しをしていただきたいということをお訴え申し上げておきます。答弁いただければありがたいんです。いただければ結構です。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 随分と感情を込めてのご質問だったわけでありますけれども。

私どもは安全策に十分に考慮していきたいと、このことは申し上げてまいりました。幾つかの事例を課長から説明したところであります。その説明に一切耳を聞かずに、結論ありきで議論されていると、こういった印象を私は強く持ちました。恐らく聞いておられる委員の方々あるいはこの議場の様子を聞いておられる市民の皆様も、同じような感覚を持ったんだろうと思います。

私は、何も危険な施設をつくるとは一言も言ってないわけでありますけれども、委員の質問は危険な施設をつくるという前提に立ってお話をされている。

〔「危険な場所」と呼ぶ者あり〕

○市長（山内隆文君） しかも、視点が狭いなと思ったことは、津波だけのことを考えておられる。自然災害は多種多様な災害の対応があるわけでありましてね、そういったところまでの思いをいたしてのご質問であれば、我々も耳を傾けるその価値はあるのだらうと思っておりますが、津波、しかも近場で起きることのみを前提としたお話であります。先ほど課長からも、いとまがないといったようなときには、高さを確保して、そこに誘導する、そのような対策も視野に入れている

んだ、このような説明をしているわけであります。

また、もぐらんぴあについては、やはり立地の経緯等々からして、あの場所がふさわしい場所であろうと思っております。ぜひ課長が答弁した内容について、冷静に耳を傾けていただき、ご判断いただきたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 私が申し上げたのは、場所ですよ、場所。水族館が危険なわけじゃないですよ、建物自体は。しかし、場所がだめだからって言っているんですよ。

もう一つ、市長は今、津波が5分なければ高いところにつくる、つくればいいっていうもんじゃないわけですからね。それでも想定外のが来れば、想定外になっちゃうわけですよ。

だから、客観的に来ることが明らかになっている場所、じゃそこにどうい安全策を考えるかといったときに、例えば、東京電力がやったけども、想定外で来たちゅうけども。結局、今言ったように、私は何分なのか、そして、例えばそれより早く来たら想定外になっちゃうとなるわけですよ。ただ、人間が考える安全策というのは、常に完璧じゃないんですよ。そう思いませんか。人間が考える安全策は完璧じゃないんですよ。それを越えてくるんですよ。あの田老の万里の長城も、安心したけど壊れたじゃないですか。

だから、そう思っつくったけども、しかし、人間がつくった安全策というのは、自然に対しては何ともしがたい状況が今回起きたわけですから、私言っているのは、あえて津波被害を受けた危険な場所に水族館はつくるべきじゃない、場所ですよ、場所が悪いですよって言っているんです。一回は水族館をほかにつくる、さっきから言っているんですよ、安全な場所につくりなさいと言っているんです。安全でない場所につくるべきじゃないと言っていますので、ぜひその点の私の言っていることはご理解ください。私は、あなた方の安全策はそうかもしれませぬ。しかし、それも完璧じゃないわけですよ。

だから、最低でも津波、そりゃ確かに嵐も何もありますよ。ありますけど、しかし、日本の場合はハリケーンみたいに70メートル、80メートルという風はほとんどありません。台風が来ても四、五十メートルですから、その辺の台風もあって、いろいろやっ

すけど。しかし、今回の場合は極めて大きい津波が来て壊されたわけですから、そこを前提にね、私はまず物事を進めるときに、そこが出発点だというふうに私は思っております。

これからも私は議会でなく、議会の外でも市民の皆さんにこういったことを訴えていきたいと思えます。訴えがどの程度通じるかわかりませんが、しかし、私のそういう気持ち、危険な場所につくってはあかんということを私は申し上げているんです。もう一つは、安全は、自然に対しては完璧じゃないということなんです。だから、そこを2点踏まえながら私はやるべきだと、進めるべきだと思いますし、もう一つは学校はだめで、水族館がいいということの論理も、市の行政のやることじゃ成り立たないというふうに思っていますので、その点申し上げます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 泉川博明委員。

○泉川博明委員 75ページの下の方ですね、下段のほうに、さわやかトイレの維持管理費とありますが、この中身と、被災されたさわやかトイレの今後の着工見通しについて、おわかりであればお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） ご質問のページのところのさわやかトイレの予算分には、山形地区分の予算分にかかわっての計上でございますが、もう一つの被災地のさわやかトイレはどうなるのかということでございますが、久喜、小袖地区、先ほど出ていますもぐらんぴあの半崎地区にある、県がつくって、市が譲渡を受けているさわやかトイレ全部被災、流出または大破でございます。

これにつきましては、まず県に対しまして、公園法とかの自然保護管理等の要請等は行ってはみましたが、それについては制度はないと、復旧等の補助金とかですね。ということで、現在は漁業関係、農林水産関係のほうでのいろんな漁港関連とか、そういったところでの検討をしてもらっているところでございます。

なお、将来的には復興国立公園等の構想等がございますので、そういったところの休憩施設あるいは中継施設等での施設整備というのは想定されると思いますが、現在、現実的なものは、漁業集落関連等に関する整備費等を活用したトイレの設置等が県と協議してい

るところでございます。

予算計上のほうについては、山形分でございますのでよろしく申し上げます。

○委員長（高屋敷英則君） 泉川委員。

○泉川博明委員 このことについては、私も若干仄聞しているところでございますが、さわやかトイレの使用に当たっては、果たして年間の使用者が何人いるんだろうかと、そういう調査はしたと仄聞しております。ただ、今、調査段階ではあると思うんですが、市といたしましても、強く要望してくださるよう努力していただければと思うところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） さわやかトイレの件、久喜にもございましたし、小袖、今、課長のほうからもご答弁申し上げましたけども、いずれ漁業関係施設の中での整備事業の中でも何とかしていただきたいという部分、そして、なおかつ、委員もご案内のとおりでありますけども、仮施設整備の中にもトイレなんかも設置してございます。いろんな形で使っていただけるような方法をつくっていききたい。そういう思いで、さわやかトイレにつきましても、先ほどの課長の答弁のとおり、県で設置した物を譲渡されたものでありますので、これについても、再度必要な場所に何とか設置していただきたいということで、これからも強く要望してまいりたいと、このように思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉建一委員。

○小倉建一委員 75ページの観光振興にかかわって一般的なことになるかと思えます。この緊急雇用創出事業、多くありまして、おおよそ2億円ぐらいの予算かなと、このように思っておりますが、全体的に観光費3億のうちの2億ですから、事業も11ぐらいの事業ですか、非常に重要な事業ばかり並んでるなと思っておりますが、この予算的にも大きい、そしてまた内容もある事業の管理をどのようにやっていかなんかということをお伺いしたいと思います。

もう1つは、こういう事業によって、東北は、平成24年度は、東北、岩手、久慈も観光年、観光の年になるというようなことなわけですが、そこで心配なのが宿泊の関係です。お客さんが来たときの久慈市内の宿泊できる総数は幾らかというのを伺いたいと思えます。

もう1つは、現在もこの復興の関係で、結構宿泊が入ってるなというようなことなわけですから、その辺の状況。そして、また4月以降の宿泊、観光客等の予測数をお伺いしたいと思いますし、24年度観光客、宿泊も日帰りも含めた見込み総数をお伺いしたいと思います。

もう1点は、市長もよく言っております。私も非常に義経北行伝説を観光コースにということで、何とかうまくいけばいいなと思っておりますが、予算計上をどのような形になっているのかなというのを伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 3点ほどのご質問だったかと思えます。

1点目の緊急雇用全体予算額等も大きいのですがどのように管理していくかということでございますが、商工観光課自体で担当する分も確かに数億円。全体の緊急雇用で7億6,000万ほどですが、約その半分ぐらいは観光課で担当するようなものでございます。ただ、これにつきましては、直営で、直営雇用する分、それから現在関連団体というか、観光物産協会、街の駅くじ、広域観光協会、さまざまな所への委託等を考えているもの。それから新たなものでは、公募提案型というか、一般競争入札に準ずるような形での食を生かしたご当地グルメ事業等を計上しております。その間については、相対的管理は当課のほうで、逐次、四半期ごととか支払い関係とか来ますので、管理等はしていく方向になるかと思えますが、事業の執行につきましては、それぞれの委託等も含めて十分見込めるという見込みでやってございます。

それから、2点目の宿泊の状況についてでございますが、市全体のキャパシティということでございますけれども、現に今手元にあるのは、主要な所でございまして、グランドホテルさん以下大きな所での6つほどの所で、大体250ということですので、月のキャパシティですと、8,000室ぐらい。細かい、和洋室、個室等について、資料手持ちございませんが、十分に現時点でも稼働率等で、満員で断られたというのは、最近聞いておりません。ただ7、8月ごろ、やはり被災地へのいろんな方々の入り込み、それから備蓄関連の工事等で一気にふえたときは、本当に毎日うまったというふうに聞いています。それから4月以降につきま

しても、予約も例年に近い形で、ゴールデンウィーク等は、今受けているような状況というふうに伺っております。詳細なパーセントについては、現在手持ちはございませんが、前年度で、稼働率で5月50%超と。これは部屋の稼働率でございますので、というような数字はございます。これらを上回る数字を予測というか、期待も込めてしているところでございます。

それから、3つ目の北行伝説にかかわりましては、この構成予算には直接的にはないですが、緊急雇用等にもございます、いろんな地域観光キャラバンとか、そういうもののPR、それから直接的な事業としましては、4月から始まりますいわてデスティネーションキャンペーンの着地型観光の事業といたしまして、源義経北行伝説の地・久慈を歩くという、いわゆる駅からハイキングということで、久慈駅を基点に南めぐりコース、北めぐりコースということで、これは全国発売されておりますJRの九州までの全社を挙げてのパフレット等に記載ぎりぎり間に合いまして、商品名として記載いただいております。

このコースについては、南めぐりは諏訪神社までの往復コースと、北めぐりは源道を通して、福祉の村等でございます。そのほかのことにつきましては、これから北郊伝説、伝説ではございますけれども、山形村誌の中でも民俗編発行されておりますが、そういった中では、人々の心の中に生きているというふうに考えて、これらの取り組みを推進していきたいと。これについては、歴史的な考証等も当然必要にはなるかと思えますけれども、伝説は伝説として生かせると。それから縁の地についても、いろんなものの検証等も進めたいと。一般質問でご答弁申し上げましたとおり、三圏域連携懇談会の中でも、これらを研究し、活用に取り組みでいこうということで進めているように聞いております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 この緊急雇用創出事業についても、委託は当然委託することもあるでしょうが、その委託事業については、委託先等にも指導しながら、効果の上がるような管理をひとつお願いしたいと思います。

この宿泊でも、非常に心配しております、いっぱい来てくれたときに、断るようなことがあっては大変だなということで、将来も国体もあるわけですから、

どういふに宿泊施設数をふやしていくかなという考え方、今お持ちであれば、民宿でもいいでしょうし、何かいい考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

もう1つは、義経は伝説ではなく史実というようなことで、教育委員会と連携しながら頑張ってもらえれば、またいいなと思っておりますが、お客さんが来たときの観光案内板、あるいは標識の点検はもうされたかと思いますが、していないのであれば、これからするというようなことで、どう考えてるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 第1点目の質問でございます。委託管理等については、当然、市が予算を組んで委託先等と緊密な連携をとり、必要に応じては雇用の問題であるとか、さまざまな事業の内容の理解等、当然一緒になってやっていくという姿勢で取り組んでまいりたいと思います。

宿泊先の今後のふやすとか、そういった面については、当面、担当課においては、得策というのはございませんが、民業等の問題もございませけれども、これらのいろいろな事業を通じて、観光誘客あるいは交流人口の拡大等の重要施策がございませるので、民泊等も含めたキャパシティの拡大、着地型の体験観光とか、教育旅行とか、そういった面での拡大等も視野に入れて努めてまいりたいと考えております。また、国体等につきましては、これは全県の問題でございませるので、国体時にも、事前調査では、久慈市内の間に合うかというふうな事前調査があったように聞いております。それにつきましては、基本的には間に合うと、場合によっては、二戸地区、八戸地区等まで入れた旅館関係業者の連携で対応するという方向であるというところで、現時点では伺っておるところでございます。以上です。

〔「説明は、看板について」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（面代民義君） 失礼しました。それから、義経北行伝説のこともありますが、全体的な観光案内板等の整備、点検等につきましては、今後も施設維持管理等の中に修理費等ございませるので、できるだけ努めてまいりたいと考えております。やはり、外から来た場合に、案内がなかなかないというのは1番イメージダウンにつながりますので、この点にも気をつけてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 中平浩志委員。

○中平浩志委員 今、小倉委員も質問されてましたが、緊急雇用創出事業、これが特化して、16事業ですか、多いなというふうな気がしてましたし、今答弁でもありましたけど、ただ基本的には、これ使う、予算つけて使ってるんですけども、きちっとした使い方がないと、ただ単に無駄な、無駄なというのも変でしょうけど、どうも見てて、使えばいいという感覚も出てしまうようなものもあるなというふうに思われる節があるのかなというふうなものもあるので、そういった部分に関しては、きちっと行政のほうでも管理していただきながら、適切にやっていただきたいなというふうに思っておりますので、再度、お聞かせください。

あと77ページの久慈広域観光協会負担金とか、久慈市観光物産協会補助金、毎年のように補助金等が出ております。成果として、どういふのが見受けられるのかなと、実際、補助金を出して、毎年いろんな事業やっております。物産協会、観光物産協会ですよ、とか、久慈広域観光協会負担金とか、お金は出しているんですけども、実際何が成果としてあらわれてるのかが、私自身は正直言って余りピンと来てませせん。やはり、もうちょっと成果として見えるような形にしないと、せっかくお金を出してるのが、何のために使われてるのかが、ちょっと私自身はあやふやな気がいたしておりますし、それに携わってる人たちがどういふふうな形で、きちっとやってるかっていうのを、本来であれば、もうちょっと久慈市のほうで、市のほうで見ておかないとまずいのかなというふうな気がしますんで、そういった部分も含めて答弁をお願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） じゃあ、私のほうからは緊急雇用創出事業の全般にわたってのご質問にお答えをしたいと思います。

委員お話のありましたように、やはりいい形で使われて、そして情報発信なりいろんなものがなされていくことがベストであると、このように思っておりますので、その部分につきましては配慮して、また委託先とも連携しながら取り組んでまいりたいと思います。

またもう1つだけつけ加えさせていただきますが、一方では、雇用という部分も出てまいります。これによって、23年度では、緊急雇用、ふるさと基金事業あ

わせて300数名の方を雇用できたと、この部分も非常に大きい部分であるだろうなど、こういうふうにも考えておりますので、そういう部分も含めながら、しっかりとした緊急雇用創出事業を活用して、雇用と、そしてまた市のPR事業であったり、観光事業であったりの宣伝事業についても頑張ってもらいたいと、そのように考えております。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 第2点目のほうの2つの市の観光物産協会補助金、久慈広域観光協議会の負担金等にかかわってでございますが、主たる成果等ということだと思います。観光物産協会補助金につきましては、観光物産協会そのものの運営費等にかかわる補助分と事業経費、主に物産展への参加、出店、取りまとめ、それから宣伝広告、独自のPR、印刷物等の配付、それからホームページ等による観光情報の発信事業等をやっていたらいいと思っております。これにつきましては、かなりの情報の発信という部分でかなり成果は上がっているものというふうに認識をしております。

広域観光物産協会のほうは、久慈広域全般にかかわっての観光の情報発信もそうですが、イベント等の実際の運営等もやっていたらいいという状況でございまして、広域観光の国際広告等の誘客事業等にも両協会とも当たっていただいております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 中平委員。

○中平浩志委員 再度になりますけれども、私は別に数字として何が上がっているという、極端に言えば、観光協会さんなんかなんですけれども、どうもやっつのが一般の我々に関しては見えてこないというのかな、確かに数にすれば下がっているわけじゃないと思っておりますよ、実際的には、ただ、そういった部分はもう少しアピールしてもいい部分があるのかなというふうに思います。答弁で言えば、多分そうだなというふうに、予想どおりの答弁なんですけど、やっぱり、もうちょっと皆さん方わかるような形。この間も一般質問で話をしたんですけど、なんだっけ、いわてデスティネーションだか、ああいうふうな、わけのわかんないような、わけのわかんないとは、ちと語弊になりますけれども、横文字だけでやって、自分たちさえよければいいという感覚っていうのかな。やっぱり、もうちょっと他人に対

してアピール度を持ったようなやり方というのを必要じゃないかなと、素朴な疑問として思いますけれども、そういった部分も含めて、協会さん含めて、そういった部分はきちっとやってもらいように、助言なり何かしたほうがいいのかなというふうに思いますけど、再度、考え方についてお伺いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） 今委員のほうからも、いろいろ、るるご指摘もありました。確かに、先ほど課長からお話申し上げましたとおり、答弁申し上げましたとおり、いろんな事業をやっていたらいいと思っております。委員も理解いただきましたように、やっつてことはそうだろうということでは、逆の意味で、逆に言うならば、市民の皆さんにそこら辺が見えてない部分があるとしたら、あるということなんだらうと、こういうふうに思っております。そういった意味では、我々も一体となって実施してる事業等もありますので、ぜひその辺につきましては、久慈広域観光協議会、あるいは観光物産協会を含めて、一体となって、皆様にもわかるような事業の展開というものも、今後、あるいはそういった意味では、多くに市内の市民の皆様にも情報を発信していけるような状況というものを協議して、また、そういう形で見る方向に持っていければというふうに考えてございます。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷武由議員。

○梶谷武由委員 簡単な質問です。観光費、75ページの真ん中辺になりますが、平庭高原のスキー場に維持管理費369万3,000円、この内容についてお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨産業建設課長。

○産業建設課長（嵯峨康彦君） 平庭高原スキー場維持管理費についてでございますが、内容ということでございますが、平庭高原スキー場の土地借り上げ料224万円から、車両借り上げ料114万5,000円、事業費といたしまして、平庭高原スキー場用の消耗品、リフト設備等補修修繕27万円等の内容となっております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 では、1つは土地の面積と借り上げ単価、それから指定管理費との兼ね合いで、このスキー場も指定管理の対象となっていると思うんですが、細々した修繕等であれば、指定管理に含まれるかと思うんです。そこの指定管理のほうで行う分と、またこ

の維持管理費、市が直接行う分の使い分けはどのようになっているか、その分についてお願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨産業建設課長。

○産業建設課長（嵯峨康彦君） 平庭高原スキー場の借り上げ料でございますが、これはスキー場グレンデ用地といたしまして、面積が30万7,521.24平米、借り上げ料が223万9,099円でございます。あと指定管理との維持管理費のすみ分けでございますが、これはリフトとかそういう設置者が修繕すべきもの等にかかわっては、当課のほうで負担するものでございます。あとの指定管理のほうにおきましては、通常の消耗品とか、そういうのは、諸修繕等にかかわる分については指定管理のほうで負担してやってもらうというふうな形でございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原光昭委員。

○下川原光昭委員 73ページの下から4行目、街なか回遊性向上事業のどういう事業になるのかと、75ページの下から2つ目、駅前にぎわいづくり事業、3点目が77ページになります。中段から若干下のDCキャンペーン、これ前DCキャンペーンのことにはる質問した経緯がありますけれども、DCと東北観光博は、これは1年間ありますし、その間に8月に東北六魂祭があります。そのことについて、3つ関連して、私は事業を進めるべきだと思っていますので、この3点についてお答えをお願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） まず、第1点目、街なか回遊性向上事業でございますが、これにつきましては、久慈商工会議所に委託を想定するものでございまして、交通通行料調査、イベント等への協力、それから広告宣伝等が主な内容となっております。雇用につきましては6名ということで、常用雇用分の人権費割合は54.8%となっております。

それから、駅前にぎわいづくりでしょうか。これにつきましては、久慈旅館組合さんのほうへの委託事業として想定してございまして、駅前広場つくし公園等でのイベントの開催から、駅前での総合的な案内、また、旅館組合さんのほうでの宿泊客の誘客等に向けた各種イベント等への出張してのPR等々が含まれております。これの雇用につきましては4人ということでございます。

3点目のDCキャンペーンと観光博ですが、これは開催時期が一般質問でも答弁したとおり、DCのほうは4月から6月、東北観光博が年間ということで、重複する部分とずれる部分がございます。また、六魂祭のほうは、観光博関連ということで、東北6県のお祭り等が盛岡市で5月下旬に一堂に会して開催するイベント等でございます。これに関連して、リンクした取り組みをとるというふうに受け取ったわけでございますが、着地型の久慈市独自の提案等もしておりますし、2次交通対策として、周遊バスと、それからバス会社等へのツアーの造成要請と一体となった連携した取り組みが必要であると考え、要請もしておりますし、直接的な事業の展開等も企画しているところでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原委員。

○下川原光昭委員 答弁をいただきました。街なか回遊性につきましては、商工会議所に委託で、通行調査、記者会見の資料の中にも説明書があるわけですが、既に商工会議所では通行調査を毎年しております。その上限については、減っている部分については、皆さんのほうが細かい数字を持ってるかと思っておりますけれども、街なか回遊性というのは、通行調査、市民アンケートだけで、どうにもなるものではないと私は思っています。ただしかし、久慈市のこの四季を通じた大きなイベントが春は春まつりがありますし、夏はヤマセあきんど祭りがあります。秋には市の一番大きいイベントになりますけれども、久慈秋まつりがある、四、五年前から、北三陸冬の市等も多くの経費を抱えてやっているところでもありますけれども、なかなか商店街以外には結びついてないと思っておりますが、この緊急雇用創出事業でも、先ほど2人の方も、かなり多くの経費をかけている中で、いずれ商工会議所との協議もいいたけですけども、指導というの、私はあつてしかるべきだと思っておりますけれども、この点についてお答えをお願いいたします。

あと、駅前にぎわいもですね、関係資料にそのとおり載っております。中身について載ってるわけですが、ここの中でもイベントってあるんですけども、イベントっていうのは、いろんな、何をすればいいのかというのは、なかなかやってみないとわからない部分もあるわけですが、回遊性を、駅前だから駅前だけがにぎわえばいいっていうんじゃないで、やっぱ

り駅前も十段通りも本町もあるわけですので、そっちらまで隅から隅まではいかないんですが、ある程度の電線地区地中化になって、景観もよくなっておりまして、ぜひ、ストリートで回遊性が見えてこない、そこにいた人または来てもらった人たちの思いがなかなか通じないと私は思っておりますので、その点もよろしく願いたします。

DCについて、義経北行伝説を含めて取り組んでいくというのをわかりました。すばらしいことだなと思っております。八戸線がこの17日開通をするわけですので、いずれ八戸も終点になったり出発点になると思えます。久慈市も、久慈駅もそういう点では、そういうふうになると思いますので、いずれ八戸との協議も進めて、これは先ほども言いましたけど、東北観光博は岩手県の1年行事ですけども、隣八戸もこれに参画してるし、ちょっと遠くなりますけども、秋田の鹿角も、この観光博には同時に行うところですので、ぜひとも、特にも近い八戸との協議で北行伝説、八戸から義経がどっちに行ったかつの多分史実とかあると思っておりますので、それにぜひ絡めてしてほしいなと思し、先ほど東北六魂祭は盛岡で開催されて、当久慈市はPRぐらいかなとは言ってますけども、この記者会見資料の9番には、観光物産移動販売車情報発信事業の中に、行動範囲を東北、関東圏域まで広げるって、ここ明記しておりますので、6県の最大なイベントだから、久慈市は引いていけばいいというわけではないと思えます。ここに多くの日本各地から楽しみ、去年宮城県でやって、人が来すぎて、1回1日見合わせたというぐらいのイベントと聞いておりますので、もしかしたら、ことしもそれに匹敵する観光の客が来る絶好の契機だと私は思っておりますので、そのお答え、考え方もよろしく願いたします。

○委員長（高屋敷英則君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） それでは、ご質問にお答えをしたいと思います。街なか回遊性あるいは駅前にぎわいづくり、一連のものとしてのご質問だと思いますので、回遊性を高めるためという部分で、先ほど委員のほうからも春まつりに始まり、あるいはヤマセあきんど祭り、あるいは秋まつり、そして冬の市、ご案内のとおり開催してございます。そして実行委員会も組織しながら、特に冬の市、この冬場には何も無いということで、冬の市も開催してございます。ぜ

ひとも我々と同調した考えを持っていただきたい。そして商店街の皆さんにも、そこに参画をしていただいて、そして、ぜひとも、この時期に合わせたように、みんなで取り組んでいく、そのことが市内の回遊性を高める、あるいは魅力発信につながっていくものだろうと、このように思っておりますので、委託先等々とも、あるいは商工会議所等とも、その部分につきましても、これから詰めて、またそういう回遊性高まる方向にいけるように協議してまいりたいと、このように思っております。

あと、DCキャンペーンにつきまして、六魂祭を含めのご質問でございました。先ほど課長から答弁したとおりであります。八戸あるいは三圏域の連携、これもしっかりと踏まえながら取り組んでいくということになってございますし、いわゆる六魂祭での久慈市の参加という部分になろうかと思うんですが、改めての参加というのは、特には、今のところはないところであります。ただし先ほどお話ありました移動販売事業、これを拡大していくよと、こういうことでございます。したがって、そういった場面での移動販売車等持ち込めるような場面があったとすれば、観光物産協会等ともその辺については協議しながら、できるだけ参加できるものは多く参加し、久慈市のPRに努めてまいりたいと、このように考えてございます。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

8款土木費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 76ページ下段になります。

8款土木費、1項土木管理費であります。1目土木総務費に2,449万2,000円を計上いたしました。

78ページをお願いします。

2項道路橋梁費であります。1目道路橋梁総務費は1億3,133万2,000円を計上、2目道路維持費は、1億6,494万6,000円を計上。前年度と比較して、6,023万2,000円、57.5%の増であります。主に除雪機械整備事業費の増によるものであります。

3目道路新設改良費は、4億5,217万4,000円を計上、前年度と比較して9,868万円、17.9%の減であります。主に道路新設改良事業費の減によるものであります。

80ページになります。

道路橋梁費は合わせて7億4,845万2,000円を計上い

たしました。

3項河川費であります。1目河川改良費に2,297万円を計上、4項港湾費であります。1目港湾管理費は808万1,000円を計上、2目港湾建設費は港湾改修経営事業負担金600万円を計上、港湾費は合わせて1,408万1,000円を計上いたしました。

5項都市計画費であります。1目都市計画総務費は6,427万8,000円を計上、前年度と比較して、1,132万円21.4%の増であります。主に都市計画決定事務費の増によるものであります。

82ページになります。

2目街路事業費は2億3,432万円を計上、前年度と比較して、3,129万円15.4%の増であります。主に街路整備事業費の増によるものであります。

3目公共下水道費は5億4,699万1,000円を計上、前年度と比較して、521万7,000円、1.0%の増であります。主に公共下水道施設災害復興事業費の増によるものであります。

4目都市下水道費は26万4,000円を計上、5目公園費は2,924万6,000円を計上、前年度と比較して597万8,000円、25.7%の増であります。主に公園整備事業費の増によるものであります。都市計画費は合わせて8億7,509万9,000円を計上いたしました。

6項住宅費であります。1目住宅管理費に1億4,190万8,000円を計上、前年度と比較して1億2,040万2,000円の増であります。主に生活再建住宅支援事業補助金の増によるものであります。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。中塚佳男委員。

○中塚佳男委員 85ページ、生活再建住宅支援事業の補助金について伺います。

配付された資料には、震災復興事業として、被災した住宅の新築等のため、借入金の資金に対する利子補給するとありますが、制度の内容と事業の見込みについて伺います。

○委員長（高屋敷英則君） 櫛栴建築住宅課長。

○建築住宅課長（櫛栴善一君） 生活再建住宅支援事業の内容でございますが、まず、今委員のほうからご質問ありました、利子補給事業でございますが、新築及び補修等に対して資金を借り入れた場合に対する利子補給でございます。新築につきましては、県の事業

活用にしますが、県で5年見込んでおりますが、それにさらに久慈市の独自で5年を追加し、最大10年の利子期間を補助するということとなります。また同様に補修につきましても、5年、県の5年に市の5年をプラスいたしまして、10年間の利子補給すると。ただ、新築、補修、借り上げに伴いまして、今までありました既往債務につきましては、県の事業期間であります5年間だけの利子補給ということで考えてございます。

なお、新築に係る借り入れに関する内容でございますが、新築資金については、1,460万円を上限としておりまして、金利は2%を上限としてございます。また補修、改修等につきましては、借り上げ資金640万円を上限といたしまして、金利は1%となっております。また、既往債務については、今まで借りている金利について、そのまま利子補給するというところでございます。

また今年度でございますが、利子補給につきましては、今回23年度補正で出ささせていただきましたが、そこで25件ほどを見込んでございました。24年度につきましては、30件ほどを見込みましたが、23年度の継続分も含め合わせて利子補給することになりますので、55件の利子補給ということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 桑田鉄男委員。

○桑田鉄男委員 79ページの道路維持補修経費におそらくかわると思うんですが、何年か前に冬の気温が低かったということで、凍上災害があったんですが、この冬も降雪量は少なかったんですが、いずれ気温の低い状況が続いているということで、国道、県道、市道も凍上による被害、そのときに匹敵するような状況で見られると思うんですが、そのことによどのよう把握をしておられ、今後の対策をしていくのかについて、お尋ねをします。

○委員長（高屋敷英則君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの道路の舗装の凍上災害について、かわってのご質問にお答えいたします。ことしの冬は、確かに例年より寒いということで、今県のほうでも、凍上災害にいけるか、今調査を始めてる段階でございますが、我々のほうも、現場、今見ている状況ですので、今後県と相談しながら、全県的な部分、あるいは久慈市の部分の被害状況等報告しながら、制度に乗っかるのであれば、凍上災

の復旧を申請していきたいと思いますが、現在は、今、県のほうでも調査の段階という段階でございますので、それを見極めながら、対応したいと思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 城内仲悦委員。

○城内仲悦委員 79ページです。これは緊急雇用創出事業関係で、公道の除草あるいは枝打ちの件ですが、この予算は予算書の説明の中では、記者会見の資料の中では、山形町地内の公道除草、枝打ちとなっております。私は以前の議会で、いわゆる市道の支障木のことについて、ぜひ予算をとって、当然地権者の了解を得る必要もあるわけですが、やるべきだということを申し上げてきました。特に久慈市が持つ、萩ヶ丘団地の山岸線からの通路、それから梅ヶ丘団地と萩ヶ丘団地の間を通ってる、これは市道の未舗装の道路で、水道の寺里供給基地というんですか、水道のタンクまで行く所が市道になってるんですが、そのわきの木がですね、杉とか、槻というか、槻木とか、そういった大きな木があって、非常に危険な状況にあること申し上げてきたんですが、そういった点での対応ができるのかどうか。この予算でできるのか、それとも、さらに必要なかどうか含めて、お聞かせください。この分は山形町だけの対応なのか。久慈市内の分についても対応できるのか、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、河川費ですが、確か繰り越し明許で1,387万起しておりますね、単独で。あと今回1,500万の計上がありますけれども、ご承知のとおり、実は寺里川、田面川ですけど、いわゆる市道の、あそこは9時半ごろに向かう道路の上流、山岸線の間河川ですけども、いわゆるブロックで積んだ水路になってるんですね。あちこち穴があいているわけですけども、そろそろ大きな水害が来ると壊れるという状況になってるんですが、その点の予算措置がどうなっているのかお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、この公園費の関係で、これは83ページですが、久慈川河川公園と災害復旧事業費で、これも緊急用で581万6,000円というふうになってますが、今建設会社さんが入って、久慈川河川の災害復旧工事やっておりますが、以前からも澤里委員さんからも話があって、テニスコートとかさまざまな構造物をつくることによって、水害のたびに災害が出て、またつくると

いうことをやってきております。今回の災害でも、どの部分が1番壊れにくいかと見たらですね、やっぱり、草、芝、芝生を張ってる所は全然壊れてないんですよ。だから、ぜひこれは、テニスコートはさまざま配置してありますが、もう毎年ですね、水害のたびに壊れて、補助金が出るから、災害復旧費の資金出るからいいだろうということになるかもしれませんが、しかし無駄遣いかなというふうに思う。どっから金が出て、無駄なのは無駄ですから、ぜひテニスコート等を災害のない場所につくっていくことをしながら、逐次、今ある、今回つくったにしても、構造物を廃棄しながら、芝を植えていくということが必要でないかというふうに思うんですが、その点の考え方。本当に今度の災害でも芝生の乗ってる所は、ほとんど壊れてません。したがって、そういった対応をしていただきたいと思うんですが、お聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいま3点ほどのご質問がございましたが、再質問は2点のほうについて、私のほうからお答えさせていただきます。

まず最初に、1点目の緊急雇用創出事業の関係での支障木の撤去の関係でございますが、ここで道路機能維持補修事業と公道除草、枝打ち、除雪等維持事業の2つございますが、前段のほうは久慈地区を対象にした事業でございます、公道除草のほうは山形町を対象にした事業になってございます。それで内容的には、大方同じ内容のものでございますが、先ほど質問がありました、市道の支障木の撤去の関係で、天神堂の場所を例に挙げてお話いただきました。前回もお話あったんですが、いずれ基本的には従来と同じことなんですが、土地所有者の方が撤去していただく。ただ、我々の責務として、交通の安全を守らなければならないことですので、安全が保たれているかは常にパトロールをします。あるいは、お願いをしながらパトロールしていくといった対応をさせていただきます。いずれにしても、きょうも風が強かったことですので、そういったときにはパトロールも強化しながら対応してまいりたいと考えています。

それから、2点目でございますが、河川改修にかかわって、準用河川、田面川のことでございますが、この河川につきましては、以前、全延長まではあれです

が、ほぼ完成ということではございましたが、ただ、ブロック等の劣化が進みまして、やはり危険な状態が散見されることである状態と、それから、この河川そのものが住宅地より高い所を流れているといった特殊性もあるものですから、昨年度からの対応を予定してあったんですが、震災対応等でなかなか手が回らないということもありまして、繰り越しと新年度の予算で対応してまいりたいという考えでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） ただいまの残っている3点目の質問なんです、テニスコートの件に関しては、教育費のほうでの、教育費のほうになりますので、公園整備ということでご答弁をいただきたい。中森都市計画課長。

○都市計画課長（中森誠君） ただいま久慈川河川公園と災害復旧工事に事業、緊急雇用創出事業のことに質問いただきました。

この緊急創出のほうは、補助災害の補助対象外となっているツツジ等の植栽をしていきたいと思っております。また、テニスコート。これ水害のたびに冠水いたしまして、いつも補助で災害復旧しているわけですが、これは市内でも、さまざま検討はしております。ですが、なかなか財政状況が厳しいところがございます。当面は、市内で1番近い所で、1番使いやすい場所にありますので、当面はこのままに使っていききたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 支障木、ぜひ了解を得ながら、やっぱり市のほうでやないと、なかなか個人でやれといっても、なかなか難しいものだと思うんで、ぜひ枝打ちですから、ぜひですね、公道に来てる分については、積極的に対応をしていただきたいと思っております。要請しておきます。

もう1つ、市民協働事業、500万から600万に、100万ふえました。

〔発言する者あり〕

○城内仲悦委員 いや、600万のほうだよ。

〔発言する者あり〕

○城内仲悦委員 750万あったの。600万ですよ。ここではね。これね、非常に定着をしてくてるんですよ。しかも、継続もあるしということで、新規と継続がまぎってくると、これはこの金額では足らんとするんで

すよね。

〔発言する者あり〕

○城内仲悦委員 ぜひ、この、一般財源大変だと思うんですが、しかし、これは本当に住民の皆さんがこぞってといたしますか、力を出し合って地域をよくしていくということ、非常に効果のある事業です。これ600万と言わずに、ぜひ1,000万を超すとか、その辺もやっぱり拡大、あるいは、今回600万だけでも、希望が多くて出てくるとしたとき、補正計上も念頭に置いて、これは対応していただきたいのでありますが、お聞かせを願いたいと思っております。

○委員長（高屋敷英則君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 2点ほどご質問いただきました。1点目の支障木の件でございますが、先ほど例を申し上げて、支障木の撤去を市のほうからということでございますが、その部分に関しては、特に注意を払って見ておりまして、今の支障木そのものがのり面を保護している状況がありますので、これはやはり慎重に対応すべきものと考えます。その辺を見ながらと、あと枝の部分については、そののり面の安定とかは直接的に関係はありませんので、その枝の部分は、ある程度地権者の方と相談しながらの対応等が必要になるかと思っております。そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

あと、市民協働道路維持補修事業の事業拡大のということでございますが、確かに委員おっしゃられましたとおり、地域の皆さんからご協力いただきまして、これまで61カ所で事業の展開をさせていただきました。しかし、その中でも、一昨年までは相当多い要望もあったんですが、昨年度はちょっと下がったなというところもありましたので、そういった流れとか、あと全体の熟度等を見ながらの検討になるかと思っております。その辺も参考に今後はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 藤島文男委員。

○藤島文男委員 それでは1点だけ伺いいたします。

79ページ。交通安全施設整備事業ということで、これに関連すると思っておりますが、伺いをします。

実は半崎の北日本造船に入っていく所ともぐらんにあに行く道路のそこがT字路になっているんですけども、そこにカーブミラーを設置してほしい。これは、安全確認を私はしないで質問するのは大変恐縮な

んですけども、私は私なりに現地のことはだれよりも知っている自信持ってますけども、最近の近況までは確認してなかったんで、ゆうべ突然の依頼があった話もありましたので、思いつきのままで大変失礼ですけども、交通量が非常に激しくて、ドライバーの、作業する従業員の方が大分苦労してると、こういうお話でした。私なりの現地の想像はできますけども、何とか、作業そのものが久慈復興にも直接かわりになれますし、事故防止ということは当然ですけども、含めて、スムーズな作業してもらうためにも必要だなと、そのように、私なりに勝手に判断しました。現地をよく見て、早急な対応していただければ、そのことについてお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの交通安全施設にかかわってのご質問にお答えいたします。

ここの中で交通安全施設の予算につきましては、ガードレールとか、区画線等の事業をやる予算にはなっていることで、カーブミラーのほうについては、実際この予算には入っていないんですが、カーブミラーの担当する部署のほうと連携をとってみたいと思いますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中勇吉委員。

○畑中勇吉委員 79ページの道路維持補修のかかわりと、それから除雪、その下のほうの除雪にかかわって、お尋ねをしたいと思います。道路維持補修にかかわってなんですが、山根町深田の長坂という坂があるんですが、坂から、上のほうからおりていって左側の大変急な沢がありまして、その沢川が崩落して、今のところ、杭が打って、ガードされたような感じなんかになってるんですが、大変急な深い沢で、除雪なんかで誤って転落するとか、そういうふうな人身に被害が及ぶような大変深い沢で危険だなと思っておりました。よく聞いたら、台風15号で崩落したとかっていうふうな話も聞いておるんですが、私は素人の目でちょっと見て、到底、崩れた側をガードして、盛り土なんかしてていえば、すごい費用がかかんなのかなというふうな感じで見てまいりました。といいますと、反対側の山のほうを切土で削って道路を維持するほうが、大変ベターかなというふうな感じ方をしてまいりましたが、その地権者等との話し合いとか、そういうのが了解等が得られたり、また、その維持の関係で、どのような

取り組みがなされておるのか、1点目お聞きしたいと思います。

それから、2点目は除雪にかかわってなんですが、今町内でもそうなんですが、1級市道とか、2級市道というのは昔つくった道路で、道路が狭くて、幅員がない道路なわけですよ。4メートルぎりぎりのところ、ちょっとというぐらいで。新しい漁村集落なんかでつくった道路は、むしろ、その幅もある、わきの側溝がちゃんと設置されておるといふうなことで、大変広い道路になってるんですが、ただ見てみますと、やはり沿線に住宅が広がって、道路が狭くても、そういう道路はやっぱり交通量があって、交互通行も頻繁にあるような道路なわけでありまして。ところが、私を感じているのが、道路の幅に合わせた除雪機の選定をして、委託等をしてるのかなというふうな部分も見受けられますんで、そうじゃなくって、交通量とかですね、あるいはバス路線はもちろんでありますが、通学路とか、そういうふうなこと等も十分精査しながら、この重機なんかの委託等をやっていただければ助かるんかなと、こういうふうにしてまいりました。

それから、83ページの都市下水路管理にかかわってなんですが、道路の側溝の勾配等がなかなか整わなくて、街なか等で汚泥等を折々触れて、汚泥のすくい上げといいますか、汚泥上げなんかをしなければならぬという状況もある地区等があった場合に、その汚泥の処理。それがどこだりには、においもしたりして、やられないわけですが、その処理等について、どのような、引き受けていますか、処理をやればいいのかというふうなので、困っている地区もあるようなんですが、その点についてお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、第1点目の山根町の深田といいますか、長坂地区の道路ののり面の崩落の件でございますが、これは台風15号でのり面が崩落したものでございまして、現在は、盛り土のり面が崩落して、幅員が狭くなって、交通ができない状態でしたので、応急対策として、反対側の山の方から了解をいただきまして、山のほうを削って、今、交通の確保をしている状態でございます。それで、国のほうから査定をいただきまして、今月末には発注をして、お盆ごろを目標に交通復旧に取り組

みたいと思ってました。交通については、確保しながら、極力工事のほうは進めたいと考えております。

それから、2点目の除雪にかかわってのご質問でございますが、確かに待浜町の場合は、以前、農道あるいは漁港関連道整備事業等で整備した、俗に言う幹線道路があるわけですが、その整備の時期が早かった関係もあって幅員が狭く整備されていると。むしろ、現在進めている漁業集落環境整備事業で整備した、最近整備した道路は幅員が広いという実態があるわけでございますが、それで除雪のほうにつきましては、地域に早く除雪に入ることも視野に入れまして、地元の方をお願いするところが第1点でございます。

それから、あとバス路線については、市有車を入れてございます。あと、地元の方の除雪をお願いした、除雪した後は、市の車が、その後、拡幅入ると、そういったシステムで、除雪の対応をしているところでございますが、確かに、雪の降り方によって、住民の方にご迷惑をかけてる部分はあるかと思いますが、そういったシステムを持ちながら、さらに円滑な除雪に取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。——失礼しました。

3番のあれですが、側溝の汚泥処理ということでございますが、根本的には、家庭雑排水が入るということを防ぐのが根本だと思ひまして、下水道の汚水処理の整備を進めているわけですが、その中でも古いものがたまっている状態がございますので、我々道路管理者とそれから環境管理者と連携しながら取り組んでいるような状態でございますので、今後もしそういったことで取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 自分でですね、うちの周りの例えば汚泥、その下水道の汚泥なんか、上げたというふうな場合、町なかなんかでは、うちのわきとか、悪臭が出るわけですし、その処理等ですね、関係課に連絡すれば、トラックがどういふふうな処理等をしていただけるのかとか、その辺もちょっとお伺ひしたいんですが。

○委員長（高屋敷英則君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） ただいまの側溝から上げた汚泥ということですので、やはり、産廃処理が必要になります。普通ののり面のきれいな土が入った

のであれば、普通のごみということになります。そういった関係で、汚泥になりますと、環境担当のほうと連携しながら進めてましたので、その辺の連携をとって、汚泥の処理等を進めなければならないと考えているところでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 78ページ。3目あたりに相当するんじゃないかなと思ひますが、合併のとき、久慈市と合併のときに、川井と霜畑線の道路改良が合併後になっていくんだというように理解しちよったんですけども、その中で、外山線ですか、川井まで行くところが、道路が一部改良されて、峠の部分地権者の承諾とか、そういったものが残っている関係で、今そういう現状なんだとお答えをいただいたような気がするんですが、現状はいかなる状況か、お尋ねをしたいということと、それから台風の災害によって、この現状は課題に乗ってないんですけども、災害の中で、霜畑川井線の所で、私写真も撮って、要請に行った経緯があるわけですけども、中村市右衛門さんの所から、水がどンドン湧き出て、そして、その道路を水が物すごい勢いで流れると。その付近の住宅が道路より低い所が右左に住宅が、ですから、ここは早急に道路に側溝を八幡さんの自宅のほうまで入れてもらえば、とりあえず済むんでないかなというふうな感じを持つてんですけど、そういったものの関係については、現状はいかなるような形で、今後取り組んでいかれるのかお尋ねいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） それじゃ、私のほうから、外川井線についてのご質問にお答えします。

砂川委員さんのほうからも、いろいろ応援をいただきながら進めさせてもらって、地権者の方からもいろいろご了解をいただいた部分がございます、大変感謝しているところでございます。今地権者の方には、ある程度了解いただきましたので、今後相続的なものとか、そういったもので事務处理的なものが今から出てくることですが、事務的なのが主になるかなという状況でございましたが、また、さらに実際の了解のほうは、精査を進めながら、進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 嵯峨産業建設課長。

○産業建設課長（嵯峨康彦君） 川井関線の霜畑地区の道路側溝の件でございますが、現在、霜畑地区のそばの匠館ですか、そこら辺近辺の側溝改修、平成23年度実施してございまして、引き続き24年度も今の予算に計上しておりますけれども、側溝の改良計画がございまして、現地を見て、現地の方と相談しながら、対応できるかとか、ちょっと検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 ありがとうございます。それから、もう1つ、山根のべっぴんの湯のちょっと手前のカーブの所が山から水が物すごい今出ると。それで現地を見れば、ヒューム管がはまってんだけども、そのヒューム管に水のみこむ取水の部分に網があって、そこが思うように水を吸収できないという意味で、あそこが道路の水があつと山根の中学校のほうのグラウンドまで行くわけなんだけども、そのことについても、写真を添えて、お願いをした経緯があるんですけど、そういったところの今後の取り組みの状況、取り組み方ですね。それと、下馬越か、上馬越かに、相当だけだけの、家の前が大海原ようになって、孤立するんだというところも、写真を持って要請に行った経緯がございまして。そういったところは、今後道路改良なり、河川改修なり、そういった部分予定は、どのような見通しで取り組んでいかれるかちょっと教えていただきたい。

○委員長（高屋敷英則君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 2点ほど、ご質問いただきました。

まず1点目のべっぴんの湯の前の山根中学校とべっぴんの湯の中間ほどのカーブの所の横断の所とご理解しましたが、以前あそこの横断につきましては、排水対策として、一たんは手を加えた経過があるんですが、さらに土石流が多くなったという現実をこのごろ感じてましたので、その山の調査も含めながら検討をしてみたいと思いますし、当面の対策とすれば、今すぐ、その山のほうまで、すぐ調査できればいいんですが、時間がかかるようであれば、当面の対策はいずれパトロール強化しながら、当然土砂の撤去等はやっていきたいと考えておりますが、この辺は、ちょっと山のほうも慎重に調査をしてみたいなと考えているところで

ございます。

それから2点目の下馬越の長内川、長内川の水位が上昇した際に住宅地のほうに入り込むということで、これは県の管理河川になりますが、県のほうにも、私らのほうから、そういった実態があるので、何とかしてほしいということで要請はしてございます。その中で、その段階なんですけど、今のところ、整備の計画は持ち合わせていないけれども、河道掘削等で対応できるのであれば、その辺もまた当面の対策として考えてみることも可能かなというあたりは話があったんですが、今大きく計画までは持っていないということでしたが、いずれ、また、機会を見ながら要請してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 79ページの国道281号にかかわって、同盟会等に入りながら運動してるわけですが、最近、今までは、宮古盛岡間の106号の高規格化、あるいは、釜石道路の仙人トンネルでしたか、岩泉盛岡間の早坂トンネルと、こう、するって行きまして、次は平庭とのトンネル化かなというような考えでございまして、運動等もしてきたわけですが、最近、宮古と遠野の間にある立丸峠の整備に復興支援道路としてとりかかるといような情報を得ておりますが、市のほうでその情報あるかどうか、お伺いしたいと思います。

もう1つは、ちょっと簡単な、ちょっと恥ずかしいような質問になるかと思いますが、この先ほども城内委員からも、市民協働道路維持補修というのが、成果があつて、これからもというような話なわけですが、鍛冶畑課長からは、市民の協力をいただきながら、うまくいっていると、こういう状況なわけですが、ここで、この表現で、事業内容の表現で、市道あるいは公共用道路、道等は市が管理しなきゃならないということなわけですから、支援するという言葉はどうかという気持ちの問題なわけですが、その辺を考えがあれば、お伺いします。

もう1つ、復興関係で、防災公園、都市公園の話が出てるわけですが、残念ながら、一次には乗ってこなかったということですが、都市計画と、都市公園として、この防災公園にも種類があるようでありまして、広域防災拠点で、いろいろ計画を構想を練っているのか、あるいは広域避難地としての考えかどうか、そこ

をお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 鍛冶畑土木課長。

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 3点ありましたが、私のほうから2点、最初の2点のほうをお答えさせていただきます。

まず、1点目の宮古盛岡間のトンネルの……。

〔「遠野」と呼ぶ者あり〕

○土木課長（鍛冶畑百々典君） 遠野、済みません。遠野の整備ということですが、私らのほうで直接どのようにやるという情報は、直接的には持ってないところでございます。

それから2点目の市民協働道路維持補修事業のほうで、赤線とか、法定外公共物の赤線、青線が市の所有地になるので、支援ということじゃなくてということなんです、やはり市のほうでという趣旨でのご質問かと思いますが、やはり今のまちづくりを市民協働で進めるのが1番いいということでもありますし、当然市の計画にもありますので、協働でやれるものは積極的な協働で町をつくっていくことに努めてまいりたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 中森都市計画課長。

○都市計画課長（中森誠君） 防災公園、都市公園の補助のメニュー、そして要件にはさまざまありまして、広域防災拠点というものををつくる場合は、面積がおおむね50ヘクタール以上、なおかつ広域の人口が10万人程度ということですので、久慈市の場合、それがちょっと当てはまらないということで、私どもとしては、地域防災拠点というのがありますので、そちらのほうで種々検討をしているところでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 市長もそう思ってるかなと思っておりました。私は早坂の次は平庭かなと思っておりましたが、残念ながら、追い越されてしまったような気がしております。市長の所見があれば、お伺いしたいと思います。

もう1つは、鍛冶畑課長のこの、私が言っておるのは、市の管理だから、この言葉づかい、やっぱり支援って言えば、市民がやるのに応援するような事業というふうにとられかねないので、その辺は気をつけたほうがいいかなということですので、今後どういう言葉づかいがいいのかは、今後考えてもらえばいいと思っ

ております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 晴山建設部長。

○建設部長（晴山聰君） 平庭トンネルがおくれをとったのではないかというふうなお話であります。確かに、事業そのものについては、10年来、ずっと県のほうにお願いをしてきたわけでありましてけれども、いろんな社会的な要件の中で、今の事業そのものが100億程度はかかるだろうというふうな想定の中で、いろいろ事業のお願いをやってきたわけでありまして、今回の復興予算の中でも、なかなか、その事業の対象にはなり得なかったところでもあります。今委員からお話の立丸峠ですか。そちらのほうの情報については、まだ聞き及んではおりませんでしたけれども、私たちにしても、そういったアンテナを高くしてですね、県のほうの情報を得ながら、少しでも早く、この281号の平庭トンネル、これに向けて着工できるように運動してまいりたいというふうに思っております。

以上であります。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 この市のほうが悪いというような意味で言っているわけじゃなくて、何とか、我々、市、市長初め市会議員、そして県会議員が一丸となって取り組む必要があるなというふうに感じておりますので、皆で頑張っていこうという趣旨の質問でございましたので、ご了解願いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○委員長（高屋敷英則君） 小柳正人委員。

○小柳正人委員 簡単な質問でございますけど、この81ページの街なか居住促進事業なんですけども、説明書を見ますと、中心市街地に居住棟を新築し、移住した場合に100万円を上限に補助ということなんですけど、これ補助率は建設予算の何%かということと、それと、もう1つ、あれですか、現在、市街地に住んでる方が新しく建てた場合はどうなるのか。それからもう1つは、先ほど出ました生活再建住宅支援事業、要するに被災された方が中心市街地に新しく居住を構える場合、両方の補助金を活用できるものかどうか、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 櫛桁建築住宅課長。

○建築住宅課長（櫛桁善一君） まず、初めに、街なか居住促進事業ですが、委員おっしゃられたとおり、

中心市街地以外から中心市街地に住宅を新築する場合に補助するものでございます。補助金の補助率でございますが、住宅を新築する場合、建設費の10%を補助と、限度額100万円と。また、兼用住宅を新築する場合がありますが、この場合、兼用住宅の場合は、住宅部分が面積の2分の1ないとだめだということになってまして、それについても、建設費の10%、住宅部分ですね、住宅部分の建築費を10%の補助と。同じように、限度額100万円となっております。

また、賃貸住宅を新築する場合においては、1戸あたりの建設費10%補助で、10戸までと、限度額は50万円となっております。

次に、生活再建にかかわってでございますが、基本的には、被災者が新たに住宅を新築するというものでございますので、補助同士の考え方ということになりますけれども、実質、県のほうから確認はしなければなりませんけれども、生活再建自体の補助は、前回ちょっと補正のときに話しあったんですが、住宅リフォームとか、そういったものと併用できるという部分になってございます。これ自体、ほかの補助と、街なかと重なった場合にはどうなのかということについては、今ちょっととらえておりませんので、後で確認しておきたいと思いますが、よろしいでしょうか、済みません。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原光昭委員。

○下川原光昭委員 済みません。1点、80ページの都市計画になるかと思いますが、先日の一般質問でも途中で終わっておりますけれども、駅前ビル、デパートの外壁が崩落をしているというのは振興局からも指導されているということですが、この受けてのその後の取り組み方について、お聞かせをお願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 中森都市計画課長。

○都市計画課長（中森誠君） 駅前ビルの側面のブロックが落ちたということですが、この件に関して、県のほうにも確認いたしました。3月2日、県のほうで防災点検という形で消防と建築主事が現地へ伺いまして、現地を調査したということです。昭和56年以前に建てられた建物ですので、これが耐震基準に当てはまらないということで、改修の指導はしているということでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原光昭委員。

○下川原光昭委員 市道改修ということをお答えしたと思って聞いたんですが、その改修はだれが担当するのか、1点。

○委員長（高屋敷英則君） 中森都市計画課長。

○都市計画課長（中森誠君） 防災上の指導等は、特定行政庁であります県、広域振興局の建築主事のほうから県が行うということになっております。——持ち主に対してですね。建物の持ち主に対して、主事のほうから指導するというところでございます。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原委員。

○下川原光昭委員 ご存じのとおり、先ほど新築と年数がたっているというのと、事実崩落しているというのとありまして、いずれ、先ほど、商工でも質問を、中でも多分当てはまるかと思っておりますけれども、駅前再開発を、このビルを含めて取り組んでいく必要があると思っておりますので、そういう今のビルの状況を踏まえて、地権者の方、あるいはそこを使っている3事業者の組合の方々と、これから協議して、早い時期に駅前再開発をしていく必要があると思っておりますので、その考え方について、よろしくお願ひいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 駅ビルの外壁の崩落によってのかかわりのご質問でありますけれども、基本的には、修復については、ただいま課長からご答弁があったように、いずれ指導を受けて、持ち主が今のところは修理をするということが一義的な話だと思います。

いずれ中心市街地の活性化にかかわっての計画をいずれ国のほうからも、工期についても久慈市のほうで取り組むべきだというふうな指導もございまして、そういうふうな工期の中核の計画の中で、じゃあ、駅前の再開発はどうなのかなというのは、これからの検討事項だと思いますので、その点をご理解をよろしくお願ひいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原委員。

○下川原光昭委員 ありがとうございます。いずれにしても、今、街の中に土風館が新しく、かなりの集客を受けておりますので、先ほどの商工でも言いましたけれども、街なか回遊性を高めるためにも、ぜひ、この駅前再開発を手がけて、早期に久慈の街の中の活性化につなげていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 答弁ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） それでは8款土木費の質疑を打ち——失礼。櫛桁建築住宅課長。

○建築住宅課長（櫛桁善一君） 住宅再建との併用ですが、県のほうから確認したところ、併用は問題ないということでご回答いただいております。

○委員長（高屋敷英則君） それでは8款土木費、質疑を打ち切ります。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時半。3時半より再開いたします。

午後3時09分 休憩

午後3時30分 再開

○委員長（高屋敷英則君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

議案第1号の審査を継続いたします。

9款消防費、説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 84ページになります。9款1項消防費であります。1目消防総務費は6億2,845万5,000円を計上。前年度と比較して2億5,433万円、28.8%の減であります。主に、久慈広域連合消防負担金の減によるものであります。

2目非常備消防費は9,368万3,000円を計上。前年度と比較して1,252万円、15.4%の増であります。主に消防団員報酬の増によるものであります。

3目消防施設費は7,501万6,000円を計上。

86ページをお願いします。4目水防費は、176万3,000円を計上、5目災害対策費は4,904万3,000円を計上。前年度と比較して1,557万4,000円、46.5%の増であります。主に災害対策事業費の増によるものであります。

消防費は合わせて、8億4,796万円を計上いたしました。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。澤里富雄委員。

○澤里富雄委員 85ページの非常備消防費の消防屯所と整備費の補助金の440万円にかかわってお伺いしたいと思いますが。昨年ですか、新築が200万から400万に補助金が増えられて、地域にとっては軽減されるということで、大変ありがたい補助金の増額と

いうことになったわけですが、440万ということについては、修繕費とか、改修費ですか、こういったのになるのかなと思うんですが、現在、予定されている屯所があるのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 多喜代消防防災課長。

○消防防災課長（多喜代吉博君） ただいまの質問にお答えいたします。第5分団柏木地区の消防屯所の新築について、現在のところ、時点に情報がございません。以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 澤里委員。

○澤里富雄委員 1つの分団で、今のところ予定があるということではありますが、400万ということは、24年度は1件だけの予定なのか、これが何件かの希望があった場合の対応はどのようにされるのか、お伺いをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 現在、確実と思われておりますのは、小久慈の今、課長が申し上げたところでございます。それ以外にも、話は私ども聞いておりますけれども、まだ町内会等の協議が済んでないとか、そういうふうなところもございまして、これらについて、もし、現実感がおびてくれば、補正でお願いするというような恰好になります。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 澤里委員。

○澤里富雄委員 もう1件だけ、その下のほうの消防施設費のほうですけども、防火水槽施設整備事業費についてですけども、この場所、何カ所なのか、伺いをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 多喜代消防防災課長。

○消防防災課長（多喜代吉博君） 現在予定しておりますのは、夏井町大崎、小久慈町秋葉、山形町関の3カ所になっております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内仲悦委員。

○城内仲悦委員 防災に関連するかと思いますが、先日、ある気象会社が津波観測して、データを自治体に送るといった見ました。載ったの見たら、9カ所の中で、八戸、宮古って、久慈って入ってないんですね。その情報があって、久慈も設置して欲しいという要請をしたのかどうか。これは気象会社のことですから、

この三陸沿岸八戸からの南まで9カ所ぐらいですが、八戸、宮古なんです。何で久慈がなかったのかなって不思議なんです、その点、情報をつかんでらっしゃるのか、あるいは要請をしてもそうならなかったのか、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） ただいまのご質問について、私ども、ちょっと承知しておりませんでしたので、もし、そういうふうなものがあつたとすれば、関係機関とも連携しながら、ちょっと情報については、ちょっと把握に努めたいと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 城内委員。

○城内仲悦委員 30キロ先でしたが、レーダーで観測できるのが新聞報道にあつたんですよ。そうするとね、やはり早く津波の情報つかむにいいですから、そういった点での、気象会社が独自にやっていますから、そういった意味では気象会社の独自の予算でやっているとすけど、しかし、ぜひね、久慈にも設置してほしいという要請もぜひ調べた上で対応していただきたいんですが、お聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） いずれ実態といえますか、その情報を確認しながら、中で、いろいろ協議してまいると思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原光昭委員。

○下川原光昭委員 2点、お尋ねをいたします。

この前の補正で常備品を、クレーン車と発電機等々購入をしていただいたことに対しては、大変ありがたいなと思っておりますけども、24年度のこの予算を見ると、常備品がちょっと見当たらないんですが、お答えを1つと。

久慈市消防団20分団あるわけですけども、団員の充足率、満員になっている分団はあるのか、ないのか、お尋ねをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 多喜代消防防災課長。

○消防防災課長（多喜代吉博君） まず、最初に装備品のほうの関係ですが、23年度、先日の補正予算のほうで、別事業になります、予算計上しております。ライフジャケット280着、誘導灯192本、ガソリン携行缶256個、拡声器64台、トランシーバー320台を想定し

ておりますが、これは入札によって多少変わってくるというふうに考えております。

それと、この前の補正で郵政事業のほうの補助で、クレーン車3トン車を1台、購入予定となっております。

あと、消防団の団員の充足率ですが、今、団個々の人数がここではちょっと資料を持ち合わせておりませんので、ちょっとお答えはできませんが、全体では860人の定員に対し、825人現在消防団員がおります。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 若干つけ加えさせていただきますが、すべての団で不足してるわけでもございません。それで充足率というような話でしたけれども、現在久慈市の団員の加入数は、課長の話したとおりです。充足率については95.9%。それで県の平均が87.9%でございますので、久慈市においては、消防団の加入者、非常に市民のご理解を得ていると、そういうふうに認識、承知しているところでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 下川原委員。

○下川原光昭委員 1点目の常備品ですけども、9月の一般質問でもお話をしましたけれども、津波があつても、豪雨になつても、浸水地区がどちらも出るわけで、その排除する水中ポンプ、あるいはそれを孤立した住民の搬出等ということで、水中ポンプとゴムボートもいずれ常備品にしなければならないということをお願いしたつもりですけども、今の、一つ一つ丁寧に説明をしていただきましたけども、自然災害にまだまだ対応、その部分ではまだまだ対応できないと私は思っておりますので、いずれにしてもこの消防に関しては、職員の方とか消防団員の方々昼夜を問わず、危険な場所に行つて作業をしなければなりませんので、ライフジャケット等は一人ひとりの生命、自分で守るということはいいことですけども、いずれ雨が降ると多くの水浸地区が出たり、去年の3月11日のことも考えますと、いずれ排水ポンプあるいはゴムボート等を充実していかなければならないと思います。どうぞ、そのことについてもよろしく願いいたします。

あと人数は、充足率はいいです。いずれこれからの考え方として、少しずつふえればいいわけですけども、なかなか各分団で苦慮して人員確保に当たってる団も

あると思っております。その中で卒業していく方々に追いつかなかった場合、いずれ考え方として、卒業した方から意向を聞かないとだめだと思いますけども、OBの方々の防災活動等にかかわるような考え方をしていく必要は私はあると思っておりますので、その件にもついて、考え方についてよろしくお願いたします。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） まずはじめに、装備品の件ですけれども、これにつきましては先ほど課長申し上げましたとおり、3・11、その前の大雪、それから台風15号、これらにつきまして、我々非常にいい教訓を得たと思っております、ある意味では。それで、非常にそのときに感じましたのが、いずれ情報を、まず情報のまず共有化。非常備消防をですね。それがまずは第1点であろうと。

それから、いろんなことがあるわけですけど、今委員がおっしゃったような、いずれ団員の安全確保、これもすごく重要だと。そういうふういろんな重要な項目がございます。あれもこれもみんな欲しいわけです。装備したいわけですけども、いずれ今回、先ほど申し上げましたように、今のところ、いずれ団員のまず生命の確保、それから情報の共有化、これをまず団員の安全確保に1番つながると、一つと思っておりますけれども、それらのほうに、まず市において装備を始めているところです。いずれ委員がおっしゃいました水中ポンプとか、ゴムボート、これ検討しないわけじゃございません。いずれ今後において、いろいろと色々な事業、財源を見つけながら、装備は充実させていかなきゃいけないと、そういうふう思っています。

それから、団員の確保策ですけども、ご案内のとおり、いずれ久慈市消防団においても高齢化、これを非常に課題の一つだと思っております。そこで委員もご案内のとおり、現在、昨年それから一昨年、これらについて、いろんな女性の婦人消防協力隊との関係もございますけれども、女性の消防団員、これも現在7名いらっしゃいます。そういうふうなことと、それから、今いろんな確保の事業、これにつきまして補助金等もございますし、そういうふうなこともやっています。いずれにしろ、もう一つ協力隊といいますが、各町内会、消防のOBとの消防団のOBの方、それから町内のいろんな町内会長をはじめとして、いろんな方の後方部隊じゃございませんけども、協力組織もございます。

いずれそれらも活用しながら、非常備消防の消防力と申しますか、力の充実には意を注いでまいりたいと、そういうふう考えているところです。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 上山昭彦委員。

○上山昭彦委員 広域消防の負担金、これは多く出てるわけですが、減った中でも大変多く負担するわけですが、その中で、今回消防防災センターの指令室が改修、高機能に変わったわけでございますけれども、これはデジタル化になって、そのままデジタル化に移行すると思われませんが、その間、全部がデジタル化になるまでは、すべてアナログ、現在の無線等々併用がずっと続くということよろしいでしょうか。

そして先ほど、トランシーバーが320台配付になるということもお話にありましたが、このトランシーバーというのは、そのデジタル化のほうのトランシーバーなのか、現在のままのトランシーバーなのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 多喜代消防防災課長。

○消防防災課長（多喜代吉博君） 指令台の件ですが、28年5月までにデジタル化に移行するというようになっておまして、24年度に整備するわけですけども、28年5月までは、デジタルとアナログの併用となります。

あと、トランシーバーの件ですが、これについては、簡易的なトランシーバーということでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 上山委員。

○上山昭彦委員 トランシーバーのほうですけども、簡易トランシーバーということみたいですけども、そうしますと、今後デジタル化になった場合に、車両とか、本部とかと通信できるようなトランシーバーの配付というのは考えておられるでしょうか。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 現在、機種を選定については、今進めているところでございますけれども、今、考えておるのは、先ほどの指令台もアナログデジタル併用です。それで当分の間、課長が話しましたとおり、アナログでいって、デジタルにも対応できるようなタイプで、今整備が終わるところです。

それでトランシーバーにつきましても、これもデジタル併用型、機能搭載型もございますので、いずれそ

の辺も加味しながら、機種を選定については考えていきたいと、そういうふうに考えております。

○委員長（高屋敷英則君） 泉川博明委員。

○泉川博明委員 87ページの上段のほうですけども、消火栓設置工事の負担金ですが、この内容をお聞きしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 多喜代消防防災課長。

○消防防災課長（多喜代吉博君） 平成24年度については、消火栓新設を2基、消火栓移設等を5基、消火栓の管理が682基、その他修理等を想定しております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 泉川委員。

○泉川博明委員 新設のほうでお伺いいたしますけども、今年度中と伺っておりましたが、三崎地区の消火栓について、この計画はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 多喜代消防防災課長。

○消防防災課長（多喜代吉博君） 三崎地区の消火栓については、もう入札等は済んでおまして、久慈市の型といたしますか、そういったものをつくる関係で、若干時間を要しているところでございます。

以上です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を打ち切ります。

次に、10款教育費。説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 86ページ下段になります。10款教育費、1項教育総務費であります。1目教育委員会費は、326万7,000円を計上、2目事務局費は1億9,827万5,000円を計上。

88ページになります。3目教員住宅費は768万7,000円を計上、4目教育職員研修費は36万7,000円を計上、5目教育研究指導費は4,534万4,000円を計上、前年度と比較して745万3,000円、19.7%の増であります。主に学校学習サポート推進員配置事業費の増によるものであります。

教育総務費は合わせて、2億5,494万円を計上いたしました。

2項小学校費であります。1目学校管理費は、1億9,466万4,000円を計上、前年度を比較して1億951万8,000円、36%の減であります。主に学校維持補修経費の減によるものであります。

90ページになります。2目教育振興費は7,572万

8,000円を計上、3目学校建設費は久慈小学校改築事業費16億5,824万9,000円を計上、前年度と比較して12億4,121万7,000円の増であります。小学校費は合わせて19億2,864万1,000円を計上しました。

3項中学校費であります。1目学校管理費は2億3,152万9,000円を計上、前年度と比較して4,455万9,000円、23.8%の増であります。主に学校維持補修経費の増によるものであります。

92ページになります。2目教育振興費は1億548万3,000円を計上、中学校費は合わせて3億3,701万2,000円を計上いたしました。

4項社会教育費であります。1目社会教育総務費は2億8,704万5,000円を計上。

94ページになります。2目公民館費は3,709万6,000円を計上、3目図書館費は2,842万9,000円を計上、4目文化会館費は1億5,069万9,000円を計上、5目三船十段記念館費は1,937万9,000円を計上。

96ページになります。社会教育費は合わせて、5億2,264万8,000円を計上いたしました。

5項保健体育費であります。1目保健体育総務費は6,452万6,000円を計上、2目体育施設費は1億912万1,000円を計上、前年度と比較して1,952万6,000円、15.2%の減であります。体育施設維持管理費の減によるものであります。

98ページになります。3目学校給食費は、3億7,333万1,000円を計上、保健体育費は合わせて5億4,697万8,000円を計上いたしました。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 質疑を許します。砂川利男委員。

○砂川利男委員 91ページ遠距離通学支援から、93ページの文化財保護についてお尋ねをいたします。

先日、この遠距離通学についてお尋ねをした際に、バスで通勤される子供さんたちが帰るまでの間くつろげる施設、そういうものを整備のお願いをしたわけですが、確実に、はっきりとそういうのは取り組んでまいりますというお答えをいただいたかもしれないけど、私は理解、そういう答弁をいただいたように理解してないので、確認をしたいと思いますので、お答えをいただきます。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 昨日のこの委員会で、授業

終了後、通学バスで帰るまでの時間、特別な教室なり、あるいは施設で、通学する子供たちのための保護すると申しますか、そういった施設をつくるということについてのご質問をいただきましたが、それについては、私はその必要性をまず確認しなきゃいけないだろうというふうに思ってるわけでございます。それについては、今後先進例を参考にしてみたいというふうなことでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 ぜひ統合して、中学校、小学校、こういう子供さんたちが遠距離通学になるわけですから、クラブをやる子供もいれば、クラブをやらない子供もまちまちだと思うんです。また体調にしたって、その時々によって皆それぞれ違う。そういった子供たちがやはり帰るまでの時間というのは、授業が終わってすぐ帰れるわけではないと思いますので、ぜひともこれは、そういう子供たちが帰るまでの間くつろげる部屋というものを、私は絶対に必要のように思うんです。これは関西あたりでは、そういう体制がもう既にずっと前からとってあるわけですから、やはり当地域においても、そういう子供たちのために、私は前向きにそういう考え方を取り組んでいただきたいというふうに思いますので、最後のほうの所が、ちょっと私耳が悪いもんだから、聞き取りづらかったんで、もう一度お願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 今、砂川委員おっしゃるとおりに、子供によってクラブ活動をする子供、それからそうでない子供、そのときによって体調のすぐれなかった子供、さまざまあるわけでございますが、それらについては、個々具体的に、それぞれ対応していかねばいけないというふうに思ってるわけでございます。ただ、きのうお話があった中で、バスで通学してる子供たちの、要するに、くつろげるような部屋といったような意味合いであったというふうに理解するわけですが、それらについては現在もですね、学校内で、それぞれ子供たちは、それぞれの教室で教室を使いさまざまな活動をし、あるいは校庭や体育館等も使いながら、いろんな活動してるわけございまして、そういったところでの今の必要性、それらをやはりどの程度なのかということ把握していかねばいけな

いだろうと思ってるわけでありまして。そういったところでもって、必要性が高いのであれば、それはそれとして、どういった方法があるのか、そういったところを研究していかねばいけないというふうに思ってるところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 どういう物指しで必要があるということになるのか、存じ上げする術もないわけですけども、要はそういう必要性が私は緊急性があるように思うんだけど、そういう方向で取り組んでいただけるという考え方については、今回わかりましたというようにしておきたいと思えます。

それから文化財、今後の関係についてお尋ねをいたします。究極で申し上げれば、最終的には、久慈城再建につながる意味で、私はこの歴史の問題にたびたび触れさせていただいたつもりでおりますので、これから質問させていただくのも、同じ意味合いにもってございます。

私、長内中学校ですか、文化財を集めて、展示、保管してるとこ。あそこを見に行かせていただいたときに、そこにいる人から、千葉さんですか、説明を聞いたり見たわけでございます。その中で、小田為綱という大変昔の立派な方が宇部町かどっかの出身の方のように記憶して、おったというのを、初めてこの文書を見て、読めないけど、見て、すごい人がおったんだというのを恥ずかしながら感じたわけでございますが、例えばそういったものは、どういう形で、市に展示するきっかけになったか。そういうものを持つての方が久慈市に寄付をして、ああいう所に展示するきっかけになったのか。それとも市のほうが何らかのPRをして、積極的に資料の掘り起しなり、何なり、そういうもろもろの活動によって、そういうものがあつたから、買い取ったのか、ご寄附をいただいたのか存じないけど、そういう形で展示になってるんだとか、どういう形で、まず、なつたかをお聞きしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） ただいまのご質問にお答えをいたします。小田為綱資料の件でございますけれども、こちらのほうは、小田清綱さんと

いう方が現在東京都に在中されておられます。この方は為綱のひ孫に当たる方ですけれども、小田為綱の資料を保管しておられました。それで久慈市といたしまして、これまで宇部町出身の偉人ということで、小田為綱没後80周年そして没後100周年等の記念事業を行いまして、例えば、中央公民館の中庭に小田為綱顕彰碑、宇部公民館の敷地内に小田為綱生誕の地等の石碑を建立したり、あるいは小田為綱資料集を刊行して、小田為綱の検証事業を推進してきた経緯がございます。それをかかわりの中で、小田為綱の資料を保管されております小田清綱さんから資料をお借りして、この久慈市でも資料展というものをおこなって開催したり、講演会を実施してきて、かかわりを持ってきた経緯がございます。そういった中で、やはりこの資料は小田為綱の生誕地である久慈市に寄贈して、活用していただきたいという小田清綱さんのご意志がありまして、久慈市でその資料すべて一括して寄贈を受けたものでございます。その資料に関しまして、現在、旧長内中学校跡地になりますけれども、久慈市民俗資料室の一面に展示させていただいております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 ただいま、なぜそういうようなことをお聞きしたかと申しますと、この久慈城に関する資料とか、そういうものは、なかなか、ほとんどないに等しいというように私は理解しておるんですけども、そういったものをそういうものに関連する資料とは知らずして、それを持っている方があるかもしれん。そういう意味からすれば、久慈市内のそういう人たちに、そういう物を見せてもらうなり、そういう活動をしていった暁にそういう資料が出てくる可能性は、私は、なきにしもあらずでないのかなというふうに思ったから、それをお聞きしたわけでございます。そういったものを高度に進めていくという意味からすれば、学芸員とかいう方が私は必要でないのかなというふうに思いますが、この学芸員といっても、私はそもそもどういう立場の人かよく意味がわからないので、文化財にかかわる人であればどなたでも学芸員と呼ばれるに相当するか、そこんところをちょっと教えてください。

○委員長（高屋敷英則君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） ただいまの

学芸員の資格に関するご質問にお答えをいたします。

この博物館学芸員の資格は大学でですね、その学芸員の資格をとる専門のコースがございます、その単位をすべてとると、学芸員という免許といえますか、資格が得られます。それで、この資格を持っていても、結局学芸員として発令されなければ学芸員と呼ばれないわけですけども、例えば博物館ですね、博物館に勤務して、そして学芸員としての発令を受ける。例えば、図書館であれば図書館司書の発令を受ける。そのために図書館司書の資格をとる。学校の教員の免許をとって、実際に学校に勤務して教員として働くといったものと同じようなもので、学芸員の資格を持って博物館に勤務して、学芸員としての業務を遂行するという形になります。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 久慈城の資料はよろしいですか。資料関係は。

○砂川利男委員 いや、発言させていただければ。

○委員長（高屋敷英則君） はい。砂川委員。

○砂川利男委員 久慈城の再建に向けていくためにも、私は久慈市の職員の中に学芸員の資格を持っている方がいるかいないか存じ上げないけども、そういう人がもしないのであれば、市のほうでそういう体制をつくって、それで久慈市内のそういう資料がありそうな所とか、そういう情報収集のもとにおいて、そういう資料を見せてもらうとか、何とかいう形をしていくことにおいて、久慈城の確たるものの資料の掘り起しにつながっていくのでないかなというふうに思ったから、この学芸員に対してお聞きしたわけでございますが、実際に久慈市の職員の中に学芸員に相当する方がおられるか、まず伺います。

○委員長（高屋敷英則君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） まず、久慈市の職員の中に学芸員の資格を持っている方がいるかというご質問でございますけれども、何人か、私もすべてを把握してはいないんですけども、何人か博物館の学芸員の資格を持っている方がいるというふうに伺っております。実際、私もその資格はございますけれども、ほかに私の知る範囲であと2名ほどですね、資格を持っている職員がおります。

それと、あと、その久慈城の資料の発掘に資するた

めといったことですが、確かにこれまで久慈城に関しましては、久慈市史等をまとめ上げる過程で、そういった市内におられます文化財の専門家等が市史編さん委員に委嘱されて、くまなく当時市内にある資料をつぶさに調査して、そして市史をまとめ上げたという経緯があると思います。ですから、これから久慈城に関する資料というものは新たに発見されるかどうかというのは非常に難しい部分があるかと思いますが、いずれにしろそういったものが出てくれば、大発見というか、そういうことになると思いますので、そういった情報収集というか、そういったアンテナは常に張っていたいというふう感じております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 いや、これは知らないで、大変失礼をいたしました。恐れ入りました。気分を悪くしないで、ひとつ久慈城の資料収集発掘に全力を挙げさせていただきたいということを改めて敬意を表してお願いしたいと思います。というのは、政和会は4人のグループでございますが、事あるごとにこの問題で、かんかんがくがくの議論をさせて、内部ではいただいておりますので、その中で、小田為綱の件に関しても、元副議長でもあられます大沢さんのほうから、いやいや、小田為綱という方の学問を学んだ人が原敬総理大臣なんだと、大変な人間が久慈から出てるんだということも、その議論の中で出てまいります。また、小倉会長の口からは、久慈の中省さんとかいう所が、どっからか、古い文書を一括で買い受けて、それを見た人が、だれかがこの中に久慈城の資料とかそういうのは含まれているとかいううわさも聞いたことが、さまざま、この議論の中で出てきておりますので、そういう専門家の方がいるのであれば、なおさら特別チームをつくるぐらいの意気込みでもって、この久慈城に関する資料を総力を挙げて取り組んでいただくなれば、私は1歩10歩着実に久慈城再建に向けた環境整備が整うのじゃないのかなというふうに思いますので、もう一度、ご所見を賜りたい。

○委員長（高屋敷英則君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） 久慈城の資料の収集ということですが、確かに、中省さんにあるという話を私も過去に伺ったことがございます

ので、今後そういった情報収集をしながらですね、収集に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 砂川委員。

○砂川利男委員 久慈市は、前の一般質問で申し上げたように、夏井町に「たいやま」城なのか「ひらやま」城なんかわからんけど、そういうことがあったんだというのが青森県のほうの方が書いてる本の中に出てきてるぐらいですから、久慈市は、ということはこの久慈市の中に平山城と久慈城と2つもある、史跡があることになるわけですから、こういったものに本格的な取り組みをしていくことが、私は久慈のまちに久慈城のある風景という歴史と文化の薫るまちづくりが目前に想像されると思うんですが、そういった意味からおいても、私はそういう情報に基づいて資料の収集というものに努めていただく地ならしをしていくことが、私は今時代にふさわしいことでなかろうかなというふうに思っております。そういうものが、やっていくのとあわせて、もう一つは久慈城のかかわりもある九戸政実の乱をNHKの大河ドラマ化に要望していただきたいというこの2つがかみ合うような形での進め方をさせていただくことが、私はこの今からの久慈市の中に発展の欠くことができない要素だというふうに思いますので、一層の力をおいて取り組んでいただきたいと思っております、もう一度その固い決意をお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 久慈城に関わるさまざまなこの壮大なストーリーの中でのお話をいただきました。確かに久慈の歴史を語る上で久慈城の存在というのは、私も大きいというふうに思っております。先ほどから担当の課長が申し上げておるわけですが、それで確かにその学芸員等もおると。教育委員会、私からしますと、やはり気持ちとすれば砂川委員さんがおっしゃるようなその気持ちと私も同じだというふうに申し上げたい。ただしかし、私には何分、いかんせん財政権がございません。これは市長のほうにも、財政当局のほうにもお願いをしながら、そうったさまざまな久慈城に係るそういった資料の収集、あるいはその資料を収集するための人材確保。これらについて今後またいろいろとお願いをしていかなきゃいけないだろうというふうに思っておるわけございまして、そ

の意気込みについては私も、担当している者についても砂川委員に負けないほど持っているといったところをご理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉建一委員。

○小倉建一委員 砂川委員のこの質問に関連しながら、総務部長、この学芸委員の資格のある人を確認したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 手持ちにちょっと資料がございませんので、それについてはあとでご報告したいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 そういうことでせっかくの学芸員ですから、非常に今砂川委員が言ったようなことを成し遂げてくれるような人材かと思いますが、千葉室長はもう管理職ですので動きが、管理をしなければならぬという動きのほうなわけですから、若いこの学芸員を、いないのであれば採用をしてでも、このまちづくりに生かすべきだと思っております。

特に博物館がなくても学芸員をおいて、まち全体を博物館ととらえているという、活性化に生かしているという事例も何件かあるように聞いております。そういう意味でも資料収集、あるいは今後観光客が来たときに歴史を知りたいという人の案内のためにも学芸員が教育委員会では必要かなと思っておりますが、その辺の考え方をお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 先ほども申し上げましたように、学芸員は確かに必要でございます。これについては、市の職の中にも学芸員の資格を有する者がいるというようなことがあるようでございますが、私はまだ確認はしてございませんが、それでこれから若い職員を採用する際にはそういった資格要件のある者も採用していただければ、教育委員会としては非常にありがたいなというふうに思うわけであります。

ただ、しかし市の事務事業、市の行政の中での職員体制というのは限られた人数での仕事になるわけでございますから、そのところをどこまで学芸員として教育委員会のほうにお願いできるのかといったところについては、今後も市長のほうにもいろいろとご相談申し上げたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 この義経北行伝説、これは伝説だけで本当のことになるようなこと。あるいは久慈城のあいうまちづくり等のためにもこの学芸員はやっぱり必要だなという気がしておりますし、その辺市長の考え方をお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） 学芸員の採用という観点からはなかなか難しいのだろうと思っております。それは選考過程がしっかりあるものですから、学芸員の資格を持っていたとしても、他の分野の知識習得がどうかということもあるわけでありまして。市職員としてふさわしい者は採用していくと。こういうことになります。

ただ、ひとつのこれはアイデアめいた話なんではありますけれども、緊急雇用創出事業、例えばそういった資格を持った方々にそういったことの仕事をお願いするというのもひとつの方法論なのかもしれません。これは十分に検討しませんと、私あとで総務部長にしかられますんで、アイデアということでとどめさせていただきますけれども、そういったこともあるのかなというふうに思ったところであります。

○委員長（高屋敷英則君） 保留答弁を求めます。菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 失礼しました。手前どもの職員の中で学芸員の資格、いわゆる事務資格を持っている者は3名と認識しております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小倉委員。

○小倉建一委員 年齢構成等は聞かないわけですが、さらに3人の方は適任かと思ひますし、さらにこの若い人の採用をしながら、あるいは緊急雇用で活用しながらこの久慈のために頑張ってもらうようお願いしたいと思っておりますので、その辺をお考えの上、ひとつ学芸員という頭を忘れないようにひとつ今後ともよろしくをお願いします。

質問を終わります。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中勇吉委員。

○畑中勇吉委員 91ページの小学校の学校管理費、職員等に関する質問をさせていただきます。

今、保育園とか幼稚園とかで英語にふれあう遊び等を含めて外国人の講師なんかを招いてやっているところ

ろがだんだんこうふえてきたように思っています。

この91ページの中で中学校のほうには英語招聘事業費ってというのが盛られておるんですが、この保育園とか幼稚園等でせっかく外国人等から英語を学んだりというふうなことで……

○委員長（高屋敷英則君） ただいまの質問は英語指導助手の活用という意味の質問ですか。

○畑中勇吉委員 いや、小学校での英語の教育の推進、環境づくりというふうな観点から、どのような、これから推進等を図る考えなのか。

まあ、幼少のころから英語を取り入れた幼稚園なり、保育園等で今いろいろな取り組みがなせれておるわけですが、その延長線上で小学校等で、中学校で英語教師の招聘等が事業費化されておるわけですが、小学校のほうではそれをさらに伸ばすような環境づくりなり、教育とどのように取り組まれるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） ただいまの質問のちょっと意味を取り違えているかもしれませんので、もし違っていれば改めてご質問いただきたいんですが、小学校での英語と申しますか、外国語活動というふうなことで、本年度23年度から新学習指導要領の久慈市の中で小学校5年生、6年生で英語の授業が始まりました。これについては、単語なりなんなりを覚えるっていうんじゃなくて英語に親しみを持つといったような観点で取り入れられたものでございまして、それは中学校への要するにつなぐ部分なわけでございます。幼稚園、保育園の段階でのこの英語への親しみ、これについては教育委員会のほうでの対応というのは現在行っていないところでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 5年、6年については中学校に向けて英語の授業と申しますか、その下地づくりをするような指針が23年からということなんですが、その間の1年から4年までのこの間、小学校や幼稚園等でせっかくある程度の遊びやそういう英語の環境づくりができて、その1年から4年までの間のさらに英語を取り入れた環境づくりというのが考えの中にあるのか、ないのか。そこら辺についてちょっとお伺いしたいんですが。

○委員長（高屋敷英則君） 菊地学校指導課長。

○学校指導課長（菊地理君） 五、六年での外国語活動が実施されていることについては認識いただいているところだと思います。

今のご質問は、1年生から4年生までのところで活用するような考えはないのかというふうにとらえましたが、よろしいでしょうか。

文科省から出ております学習指導要領の中では、五、六年ということで内容になっておりますので、教育課程の中で取り扱うのは五、六年生というふうにとらえております。しかし、久慈市ではご存じのように小規模校も多いですし、ALTが学校に行って休み時間等もいるわけですので、その間で小学校1年生から4年生までと交流するようなことは十分にあるかというふうに思います。具体的な構想立てでの活用という観点では、各校の実態を今把握しているところではございませんが、そのような活用もしていけばさらに五、六年の外国語活動につながるのかなというふうにとらえているところです。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 藤島文男委員。

○藤島文男委員 それでは98ページ、学校給食についてお尋ねします。予算額から見ますと若干前年度費で下がっているようですが、多分に児童数の減少の関係じゃないかなと勝手に推測していますけれど、なぜ金額的に前年度より低くなったのかということが1点。

それから、学校給食そのものあり方について、私の個人的な意見として地産地消、これを差し支えない範囲で可能な限り学校の給食事業ということに重点を置いていただきたい。それはいうまでもなく山には山のもの、海には海のもの。恵まれたこの環境の中でたくさん食材になる素材がありますから、それを学校の給食の現場の中で自然の教育と一体化された中で食材からも子供たちに教えるもの、学んでもらえるものがあるのではないかと。そのように素材に思っております。

そういう点で結論から申しますと、学校給食において地産地消の考え方、それをどう位置づけているか。それから今後どう取り組んでいるかをお尋ねします。

○委員長（高屋敷英則君） 佐々木学校給食センター所長。

○学校給食センター所長（佐々木成人君） 学校給食

についてのご質問でございます。最初に金額的に低くなっているのは何なのかということでございますが、これは委員おっしゃるとおり子供が少なくなっているということでございます。

それから2点目でございますが、地場産品の利用状況ということによろしいでしょうか。地場産品の活用を図ることは地域の自然や環境、食文化、産業についても理解を深めたり、生活者や生産過程を理解し食に携わる人々や食べ物への感謝の気持ちを抱くことができるなど教育的意味が高いものと考えており、このことから給食食材の購入に当たっては可能な限り久慈地区産の指定をして利用拡大に努めているところでございます。

その実績でございますが、全体費のまかない材に対して金額の割合でございます。平成20年度32.34%、21年度33.29%、22年度32.1%、平成23年度11月末でございますが、33.4%でございます。これは平成22年度が鮭が不漁だったということでございます。ことしになってでございますが、6次産業化を図っている畜産農家から久慈産牛肉のハンバーグを給食に取り入れてございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷武由委員。

○梶谷武由委員 91ページ、93ページになります小学校費、中学校費にまたがりますけれども、図書費のことについてですが、学校の図書館に司書の配置はないわけで、この司書の配置について交付税措置なんかもあるやにも聞いていますが、その配置の予定等についてお伺いします。

それからもう一つは、93ページの文化財保管展示室、旧長内中学校のところについてですが、これについて前のところで質問したときに、施設の改修とか財政状況等からすると一般開放できるような状況にはないということを伺っているわけですが、それに向けて現段階ではできないにしても、それに向けた資料の整備等の進め方というのが一般開放を見通した形での資料整備というのが行われているのかどうか。その辺についてお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 菊地学校指導課長。

○学校指導課長（菊地理君） それでは図書館司書の配置についてお答えさせていただきます。

小中学校ですけれども、12学級以上を有する学校に

司書教諭を配置することとなっておりますし、通常学級と特別支援学級をあわせて27学級以上のところに専任の図書館司書を配置することとなっております。

当久慈市の中では今年度は12学級以上を有する学校としては2校、久慈小学校と小久慈小学校、それから中学校では久慈中学校の3校が司書教諭を配置すべき学校というふうになっておりますので、そちらのほうには司書教諭を配置しております。

ちなみに図書館司書教諭の資格を持っている教員ではありますが、小中学校をあわせて24名おりますので、それらの先生方が他の学校にも配置になっているということでございます。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 千葉社会文化課文化財室長。

○社会文化課文化財室長（千葉啓蔵君） ただいまの久慈市歴史民俗資料室の整備の方向性と一般開放に向けた資料整理がなされているかというご質問にお答えをいたします。この久慈市歴史民俗資料室に関しましては、現在施設の改修等を進めた上でなければ一般の方に、不特定多数の方に開放できないような状況でございますので、引き続きその改修に向けて関係部局と協議しながら進めてまいりたいと考えております。

また一般開放に向けた資料整理ということですが、これに関しましては、歴史民俗資料室が開設して以来非常に多くの資料を市民の方から寄贈をいただいております。そのほかに発掘調査事業がございまして、多くの遺跡からの出土品もございまして、そういった資料がどんどん蓄積されている状況でございます。したがって、現在資料室として展示して予約を受けた形で公開しておりますけれども、随時展示資料の更新といいますか、入れ替えを図りながら新たな資料、これまでになかった資料等が収集をされた段階でどんどん資料を入れ替えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 司書教諭については以前からあるわけですが。その司書の配置について、今の先ほどの答弁の中で27学級以上となれば市内にはもうないということになってしまうんですが、その實際上、学校で司書教諭が配置されていても、図書館が図書館の中で専門にその仕事をしているわけにはなかなかいかないとい

うことから、司書の配置、それも常勤で毎日という形ではなくても、学校ではすごく希望している。例えば短時間、あるいは週に何日間であってもということ等もあるので、ぜひ今後考えていただきたいと思いますがそこについてのその考えと、それから文化財展示施設の関係なので、その生活の民具等については非常にたくさん資料があるわけですが、さまざまな分野の資料等、まだ何か久慈市の場合偏って民具は非常に多いけれども、そのほかの分では、民具とかの鉄の関係の中ですごく多いわけですが、それ以外の分ですごく少ない分とか、あるいは先ほど小田為綱のやつもあったわけですが、その分についてももっとたくさんあるのではないのかなという、ただ感じを持つもんですから。例えば少ないんじゃないかなというのは、私は退職する前は学校に勤めていて、その学校で使っていたさまざまな教材、子供たちが使った教科書、そういうのについてもほかの施設を見ると、そういうのがすごく展示してあるところもあって、久慈の場合だと本当のちょびっとしかないということ等もあって、あらゆる分野のそういう人々が生活をしてきた上で使用したものをそろえていく必要があるんじゃないかなということ、生活民具以外の資料の集め方のぶんについてもちょっとお伺いします。

○委員長（高屋敷英則君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） ただいまの再度質問ですが、文化財として民具、かなりですね、皆さんから寄贈がございまして。そういったこともございまして、民具に偏っているくらいがあるわけですが、今後におきましては、広く皆さんから貴重な文化財について、募集までいかどうかわかりませんが収集してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 菊地学校指導課長。

○学校指導課長（菊地理君） 図書館司書教諭の配置について、またご意見をいただいた。司書。はい。配置についてご意見いただきました。

まず初めに、各小中学校のニーズを把握したいというふうに思っております。それによって司書とボランティアですね。現在ボランティアが小学校ではもう半数以上入っております。司書とそのボランティアの融合というところでより機動的な図書館運営も可能となるのかなというふうには思いますが、何分予算等もあ

りますので、その辺を勘案しながら県の市町村教育委員会協議会の文教施策等予算に関する要望でも、県のほうにも要望を出しておるところですので、今後も定数等含めまして要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小柳正人委員。

○小柳正人委員 それでは95ページの文化会館運営管理関係ですが、これはおらほーるとアンバーホールとあると思うんですけど、まずアンバーホールの運営の関係ですけれども、あそこの確かホールの管理とか照明、音響等々は開設以来盛岡のアクト・デヴィアイス、この会社がずっと委託されてやっていると思うんですけども、大体年間の委託費がどれぐらいなのかと。

それから次に、アンバーホールの自主事業の内容というんですか、以前はアリオン音楽財団を通して自主事業ということだったんですけど、現在はどの程度の割合でアリオン音楽財団が担当されているのかということですか。

それからもうひとつは、文化会館のこれ改修事業費で、これはどちらのホールのどのような改修事業費でしょうか。お願いします。

○委員長（高屋敷英則君） 久保社会文化課長。

○社会文化課長（久保司君） 3点についてご質問いただきました件について、ご説明を申し上げます。

まず、アンバーホール及びおらほーるにおきます設備等の保守点検についてご説明いたします。舞台機構、舞台照明、舞台音響について2館一括してそれぞれの電気設備会社、通信設備会社等に委託をしております。

委員からご指摘のありました部分に関しましては、常駐の技術職員ということで3名の職員をご指摘のありましたアクト・デヴィアイスよりスタッフ派遣という形で派遣をさせていただいており、各種おらほーる及びアンバーホールの公演の際などにおきましてそれぞれ音響、照明等を担当しております。

それから次に、24年度自主事業についてご説明いたします。アリオン財団との関係についてであります。平成24年度に関しましては、基本的にはアリオン財団を通すことはせず、直接文化会館の職員が担当しております。以上です。

それから、最後になりました。文化会館改修事業費約1,000万円についてご説明をいたします。

こちらに関しましては、平成22年度から実施をさせていただいておりました、平成26年度までの5年の予定でアンバーホールの大ホールと小ホールの舞台の吊りもの関係ですね、舞台にいろいろなものをロープ等で吊るしているわけですが、こちらの安全性を高めるために5年間の予定でそれぞれ改修をしようとするものです。

平成24年度におきましては、小ホールの駆動系の設備のワイヤーロープ等の更新等を行いたいと考えております。

失礼しました。先ほど説明をさせていただきました舞台等のスタッフに関わる常駐技術員の委託費であります、現時点で2,200万円をお願いしております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小柳委員。

○小柳正人委員 今言われました2,200万円というのは年間にアクト・ディヴァイスに払うお金がそれだけってことですか。

○委員長（高屋敷英則君） 久保社会文化課長。

○社会文化課長（久保司君） はい、先ほどもご説明をいたしました、2館で事業を実施している部分で常駐技術員を3名お願いしております。3名の12カ月分とそのほか、例えば祭事、イベント、公演等がアンバーホールの大ホールと小ホールが重なった場合やアンバーホールとおらほーるが重なった場合は、基本的には一事業に関して照明、音響、舞台の3人のスタッフがつくことになっていきますので、2カ所だったり、大ホール、小ホールでの公演となった場合には通常お願いしている3名では足りなくなります。そういったことから先ほどお話ししました3名を12カ月のほかに臨時スタッフを派遣する分、約70回分も想定して計上させていただいております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小柳委員。

○小柳正人委員 アクト・ディヴァイスとの契約なんですけれども、例えばですよ、地元、それこそ雇用の場がない云々っていうんですけれど、地元でそれぐらいの技術力があるグループがあれば、団体があれば契約可能なんですか。その契約の方法はどういうふうになっているんですか。そこをちょっとお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 久保社会文化課長。

○社会文化課長（久保司君） 契約につきましては特殊な技術を要するというので随意契約で行わせていただいております。

また、市内におきましてそのような技術を持った方々がいらっしゃるかということに関しては明確には把握しておりませんが、ただ通常3名の方を派遣していただき、また臨時的に、先ほどもお話ししたように2館、おらほーるとアンバーホールで実施する場合とか、大ホール、小ホールで実施する場合など急遽人員配置をお願いする対応などを考えますと現状がベターであると認識しています。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 小柳委員。

○小柳正人委員 わかりました。いずれにしても、やはり地産地消じゃないですけど、地元のやっぱり若いパワーというんですか、そういうものをこれから活用する方向で考えていただきたいと思います。

それとアンバーホールに関してなんですけれど、実は貸しスタジオが1つしかないんですよね。それで年間スケジュールを見ますとかなりの部分で満員というんですか、借りたくても借りられないということが多いんですけれども、私、改修云々でありますので、別個にスタジオをあの中に改めてつくるといような考えは、まあ少しお金がかかるんですけれども、そういうお考えはございませんか。

やはり、鑑賞するホールじゃなくて、そこでみずから市民が、そこでやっぱり芸術力を高めるちいうんですか、そのための会館でもあるべきだと思うので、ひとつそこら辺のお考えをお聞かせください。

○委員長（高屋敷英則君） 久保社会文化課長。

○社会文化課長（久保司君） アンバーホールにおきます練習スタジオについてご説明を申し上げます。

まず、新たに練習スタジオをつくってはどうかというご意見ですが、現時点でそのようなスペース等はないものと考えています。

また、外部に接続してつくるといに関しまして、景観等の関係で現在のアンバーホールにおいては大変厳しい問題ではないかなと考えています。

それから、練習スタジオが少ないと市民の方々が利用しにくいというお話をいただきました。

確かに、夕方以降の利用に関しましては大変ご活用をさせていただいておりますが、アンバーホールとい

しましては、あくまで本公演等におけるリハーサル等の練習室を備えているという考え方で設置しているものであります。そのほかの練習用のスタジオという考え方で設置しているものではありませんので、そういった点の活用にかんしましては、民間の施設等をご利用いただきたいと考えております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 澤里富雄委員。

○澤里富雄委員 ありがとうございます。1点だけお伺いしますが、87ページになりますけれども、AEDの設置経費についてであります。183万5,000円。これの台数、あるいは設置予定場所についてお伺いをいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 米澤総務学事課長。

○総務学事課長（米澤喜三君） AEDに関するご質問でございますけれども、このAED設置経費でございますが、新たに設置するものではございませんで、現在設置しているものの維持、借り上げ料ということでの事業費ということでございます。

以上でございます。

○委員長（高屋敷英則君） 澤里委員。

○澤里富雄委員 なぜこれを私聞いたかといいますと、AEDですけれども、これは災害時の避難所への設置をお願いできないかという意味合いでお伺いしたところでございます。実は、宇部地区ですけれども、これまで宇部小学校が避難所になっておったんですが、あそこは地すべり地帯の一角ということで、何か宇部保育園が新しく避難所に指定されたということをお聞きして、まだ義務ではないと思うんですけれども、宇部保育園でAEDを設置しようかと検討してこの前理事会にかかったわけですが、市で指定した避難所でもありますので、できれば補助全額、あるいは補助はお願いできないのかどうか、そういうことをお伺いしたいと思います。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） AEDの設置について全市的な考え方ということでご答弁申し上げたいと思います。

いずれ避難所に指定しているとか、避難所で私ども消防でご協力をお願いしている施設もございしますが、これにつきましては、AEDの性格からいっていずれまずメンテナンス、それから使用できる者がい

ること、近くに。そういうふうな観点とか、それとか現在のAEDの市全体としての考え方である程度地区そこらについて何箇所、近くに利用できるAEDが最低ほしいなということで、ある程度の地区に分けて設置しておるつもりでございます。

今の澤里委員のいずれAEDの避難所に対する設置ということにつきましては、いずれ避難所の機能の保持という面から検討はさせていただきますけれども、実際避難所にそのAEDがあって、その場に本当に緊急事態においてはまず一番は救急車というふうな格好になるかと思ひますし、つけるにしても避難所に消防団員が行かないと活用できないとか。そういうふうな状況等をいろいろ勘案しまして、今後に向けては検討させていただきたいと、そういうふうと考えております。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 澤里委員。

○澤里富雄委員 いろいろ使えなければ設置しても仕方がないわけですが、そういった意味では、園長さんの話ですけれども、それぞれ講習を受けて使えるような状況にして購入の方向で進んでいるということですが、何しろ30万円以上する高価なものです。したがって、それとまた維持費もかかりますので、全額、先ほども言いましたけれども、全額とは言わなくても、保育園っていえば今、生活発表会か、そういった運動会とかこういったのには、すごいお父さんお母さんのお父さんお母さん、おじいさんおばあさんですか。こういった方々、年寄りの方々等が集まってホールが満杯になる。あるいは運動会の場合も園庭が満杯になるというような非常危機も考えられると思いますので、できるだけそういったところには設置していただければありがたいものだなと思いますけれども、再度お願いいたします。

○委員長（高屋敷英則君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 保育施設とかそういう常時のところについては、そこら辺のいわゆるその地域の方が一番使うような施設、開放施設、それらも勘案してどこにAEDを設置したらいいかっていうのは、担当部局保健推進課と相談しながら、適切な設置場所については定めてまいりたい、そういうふう考えております。

多ければ多いほうがそれはいいと思います。ただ、

今こうして委員からのご指摘があったように、確かに高いです。病院さんとか個人経営の病院さんなんかは自分で設置していただいているところもありますけれども、いずれ市全体とすればそのメッシュいわゆる市内をある程度の人口割りと地域割りとメッシュ的に考えながら、一番活用できるそういうふうな場所について選定してまいって自発的に市のほうである程度適切な配置計画をやって実施してまいりたいとそうように考えるところであります。

いずれ保育所さんのほうでそういうふうな熱意があって、それが地域に一番解放している施設だということであれば、現在の宇部地域におきましてもどこが一番適切かというのは再検討してみたいと思います。

以上です。

○委員長（高屋敷英則君） 5時まであと10分でございますので、質問答弁は簡潔お願いをいたします。濱欠委員さん。

○濱欠明宏委員 澤里委員が今お話しした中で、宇部小学校がAED設置の際に地すべり地帯で危険だというような話があったんでね、宇部小学校が危険だというのは、どういうことなのか説明してもらいたい。そういういわゆる小学校としてね、避難所として不適切だという、地すべりが云々かんぬんで避難所になりえないという話があったから、その辺ちょっと説明していただきたいな。児童生徒大丈夫なの。大変な問題だよ。大変な問題だそれ。

○委員長（高屋敷英則君） どなた答弁できますか。

○濱欠明宏委員 あしたにすっか。

~~~~~

#### 散会

○委員長（高屋敷英則君） それではですね、ただいま答弁に苦慮しておりますけれども、この際お諮りいたしましたと思います。

本日の審査は途中でございますけれどもここまでとして、以降は明日審査を行うことといたしましたと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（高屋敷英則君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

明日の委員会は午前10時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

午後4時51分 散会